

# 産業建設常任委員会記録

平成26年3月12日

【開催日】 平成26年3月12日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後4時14分

【出席委員】

委員長	松尾数則	副委員長	河崎平男
委員	大井淳一朗	委員	杉本保喜
委員	中島好人	委員	長谷川知司

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山信義	副議長	三浦英統
議員	岡山明	議員	中村博行

【執行部出席者】

産業建設部長	服部正美	産業建設部次長兼 商工労働観光課長	姫井昌
企業立地推進室長	城戸信之	企業立地推進室 主任	村田浩
農林水産課長	多田敏明	農林水産課技監	柴田直幸
農林水産課農林係 長	臼井謙治	都市計画課長	高橋敏明
都市計画課課長補 佐	和氣康隆	都市計画課主査	渡邊俊浩
下水道課長	谷岡信昭	下水道課課長補 佐	森弘健二
下水道課管理収納 係長	梅田智幸	水道事業管理者	岩佐謙三
水道局次長兼工務 課長	大田知忠	水道局総務課課 長補佐	伊東修一

水道局総務課主査 兼財政係長	岡 秀 昭	水道局業務課長	戸 倉 誠 一
水道局業務課課長 補佐	飯 田 栄 二	水道局業務課主 査	中 村 浩 士
水道局工務課技監	坂 康 登	水道局浄水課長	田 中 雄 造
水道局浄水課主幹	西 山 洋 治		

**【事務局出席者】**

局 長	古 川 博 三	庶務調査係主任	角 紀 子
-----	---------	---------	-------

**【審査事項】**

- 1 議案第26号 平成26年度山陽小野田市水道事業会計予算について  
(水道局)
- 2 議案第27号 平成26年度山陽小野田市工業用水道事業会計予算について  
(水道局)
- 3 議案第21号 平成26年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計予算  
について (農林水産課)
- 4 議案第17号 平成26年度山陽小野田市駐車場事業特別会計予算について  
(都市計画課)
- 5 議案第22号 平成26年度山陽小野田市下水道事業特別会計予算について  
(下水道課)
- 6 議案第23号 平成26年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計予算  
について (下水道課)
- 7 議案第35号 山陽小野田市工場設置奨励条例の制定について (企業)

8 陳情書 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める要請書

9 閉会中の継続調査事項について

---

午前10時開会

---

松尾数則委員長 おはようございます。ただいまから産業建設常任委員会を開催いたします。本日は出席者6名全員ですので、定数に達しておりますので、当委員会は成立しております。本日の傍聴者はありません。3月4日の本会議において、議長から当委員会に付託されました議案7件について、お手元の日程表のとおり審査をいたしますので、議事運営に御協力をお願いしたいと思います。なお、執行部のほうから当委員会にコンピュータ持込の申請がありましたので、これを許可いたしました。よろしく申し上げます。それでは、日程の審査第1号議案第26号平成26年度山陽小野田市水道事業会計予算について、審査をいたします。執行部の説明をお願いします。はい岩佐水道事業管理者。

岩佐水道事業管理者 おはようございます。今回新制度に変わりました、予算書が様変わりいたしております。私が概要を説明し、岡財政係長にまず予算書をざっと説明させ、こういう考えですよということを話し、詳細をゆっくり説明させます。なお、各課、係を全部きょう参加させておりますので、いろんな質問に対して対応できると思っておりますので、活発な御意見を賜りたいと思います。それでは、議案第26号平成26年度山陽小野田市水道事業会計予算の概要について御説明いたします。予算書1ページをお開きください。第2条の業務の予定量につきましては、記載のとおりでございます。(4)の年間有収水量は前年度決算見込みまして今年度は97%を見込んでおります。給水収益及び(5)の主要な建設改良事業につきましては、後ほど説明を申し上げます。予算書第3条の収益的収支でござ

ございますが、収入合計は約15億2,700万円。支出合計は約13億8,700万円を計上いたしておきまして、その結果単年度におきまして税処理後9,381万3,000円の利益が生じる編成となっております。これにつきましては後で岡財政係長のほうからこの利益について説明させます。予算書1ページ下の第4条、資本的収支でございますが、支出の建設改良費におきましては、平成19年度策定の総合計画に沿って、本格的に配水池、浄水場の建設工事に着手しますので、約13億円の大型投資を行います。それに伴いまして、収入の部の上水道企業債におきましては11億1,100万円の新規借入を行います。なお、企業債等の外部資金を調達してもなお、差し引き収支で約4億1,000万円の不足金が生じます。これは全額内部留保資金等で補填することとしております。その他、詳細につきましては、財政係長岡のほうから説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

岡水道局総務課主査兼財政係長 おはようございます。それでは、予算書に沿って御説明いたします。なお、お配りしておりますB4の資料も時折御参照いただきます。先日の勉強会で御説明しましたとおり、平成26年4月から地方公営企業会計が46年ぶりに大幅に見直され、水道、病院等の公営企業の会計処理が大きく変化します。新しい会計制度への移行には、複雑な会計処理が発生します。説明は簡潔にまとめたいのですが、改正内容自体が複雑で、省略や言い換えができないこともありますので、御容赦いただきたいと思います。なお、新制度にあわせて予算書は様変わりしておりますので、今からページに沿ってざっと御説明いたします。予算書を開いていただきまして、予算書1～3ページは、従来どおり議決対象となる議案です。4ページを開いてください。この4～21ページまでが予算に関する説明資料です。法令で添付が義務づけられております。中でも、5ページの注記表、9ページのキャッシュフロー計算書、21ページのセグメント報告書は、今回新たに追加された資料です。なお、キャッシュフロー計算書は従前は資金計画書という形が変わってお

ります。22ページを開いていただきます。22ページ以降は予算参考資料として任意で例年添付しているものですが、特に33、34ページの予定移行貸借対照表は、旧制度から新制度へ移行する平成26年4月1日現在での処理を解説したもので、今回限りの添付となります。また、予算書の体裁全体をA4縦置きに変更しましたが、これは今まで4～5ページにわたっていた財務諸表等を見開きで一読できるようにするためです。それでは、予算の内容について御説明します。第3条収益的収支につきましては、管理者の概要説明のとおりですが、詳細についてはB4資料の1ページにまとめておりますので、ごらんください。まずは、資料1ページ上段の収入の部ですが、上水道、簡易水道合計の給水収益につきましては、有収水量の減少を加味しまして、前年度決算見込額の97%程度を見込んでおります。なお、予算額は消費税を含んでおりますので、税抜きでは前年度当初予算から333万円程度減額しております。給水収益はふえておりますが、これが税込みになっておるために、実質見入りは333万円程度減額という形になります。消費税改定につきましては、経過措置を適用しまして、新年度1回目の請求は原則旧税率5%で算定し、予算もこれに沿って積算しております。表の下に移ります。このほかの収入につきましては、受託工事収益、他会計負担金、その他営業収益が備考欄の説明のとおり、大きく減少しております。長期前受金戻入と簡易水道の特別利益を新たな項目として計上しております。これは先の勉強会で御説明したとおり、補助金等を原資として取得した資産の減価償却に伴う収益化額であります。新制度によって追加される収入予算ですが、これらには現金の裏づけがありませんので、この2つの合計金額6,179万円は、当年度純利益から差し引いてお考えいただきたいと思います。よって、予算書のキャッシュフロー計算書上は非現金収入として、控除項目とされております。予算書9ページのキャッシュフロー計算書をごらんください。上から3行目です。マイナス表記で6,179万円という表記になっていますので、御確認ください。B4の資料に戻ります。網掛けの収益的収入合計は前年度当初比較で7,700万円増額しまして、合計で15億2,786万1,000円とな

ります。続きまして、資料下段の支出の部ですが、予算各目の金額を用途別にまとめております。職員給与費につきましては、給与明細書に詳細を記載しておりますが、その下3行目の賞与引当金は新たな計上項目で、次年度6月賞与の原資として、26年度中に負担すべき4カ月分を引き当てております。退職給付費につきましては大きく減額しておりますが、これは会計処理の変更が大きな原因です。退職金の上水道会計からの支払額は、3名分6,154万1,000円ですが、予算計上はそのうち576万2,000円のみです。残りの5,577万9,000円は、貸借対照表上で引当金の減額で対応することとなりました。そのほか引当金の繰入額は、ここでは計上しません。後ほど特別損失で御説明します。そのほかの費用は、委託料、修繕費及び動力費が増加し、水質検査費、負担金及び支払利息等が減少しております。詳細は備考欄をお読み取りください。上水道の特別損失は、退職給付引当金繰入額、過年度手当及び未収水道料金の不能欠損等です。まず退職給付引当金は、平成26年4月1日現在で不足する1億円を平成26年度、27年度に5,000万円ずつ特別損失で計上します。過年度手当は、新会計制度への移行により、平成26年6月賞与の原資のうち前年度発生費用の4カ月分2,634万円を今年度に限り特別損失で計上することとなっております。簡易水道につきましては、制度変更は上水と同様です。特別損失につきましては、過年度手当のみとなります。退職給付引当金の不足額は簡易水道についてはありません。その他の経常費用の増減は、備考欄をお読み取りください。以上の結果、網掛けのところですが、支出合計は前年度当初比較で6,197万5,000円減の13億8,759万6,000円となります。税処理後の損益は、資料1ページの一番下の表に記載しております。単年度に9,381万3,000円の利益を計上しておりますが、これには先ほど出てきました非現金収入6,179万円を含んでおりますので、本来の正味の純利益としましては、3,202万3,000円となります。予算書第4条資本的収支につきましても、管理者の概要説明のとおりですが、詳細についてはB4資料の2ページにまとめております。資料の表の下段、資本的支出のほうから御説

明いたします。上水道の浄水場施設費から土地取得費までの建設改良費は、前年度比較で合計約8億2,600万円増額し、12億9,405万9,000円となります。鴨庄浄水場の急速ろ過池、管理棟、ポンプ、計装設備の改修と山陽地区新配水池新設工事が本格化しますので、大型予算となっております。そのほか第一送水管及び第二送水管の改良や石綿管改良工事等々管工事を15本予定しております。庁舎施設費では、国庫補助事業により、局庁舎の空調機を全面更新する予定です。営業設備費としては、給水タンク車、水質検査機器等を購入する予定です。以下は、記載のとおりですのでお読み取りください。結果、支出合計は15億6,383万4,000円となります。表の上段になります。資本的収入につきましては、建設改良費の財源として、企業債が11億1,100万円です。建設費補助出資金は合併特例債事業として、石綿管更新事業費の2分の1を一般会計から繰り入れます。簡易水道他会計補助金は、企業債の元金償還金を一般会計から繰り入れます。以上、収入合計は網掛けのところですが、11億5,334万円となり、表の下段のとおり資本的収支の差し引きで4億1,049万4,000円が不足しますが、全額内部留保資金で補填します。予算書に戻ります。2ページをお開きください。第5条予算は複数年にわたる事業を継続費として新規に設定しております。その下第6条予算は、起債の限度額等の設定です。借入利率は4%以内を予定しております。第7条予算の一時借入金限度額の設定は、いざというときのための枠取りで、近年借入実績はありません。第8条予算は、支出費目の流用ですが、流用できる項目を設定することで予算執行の円滑化と事業運営に柔軟性を持たせるものです。第9条予算は、人件費等の流用禁止経費。第10条予算は、一般会計からの繰入金。第11条予算は棚卸資産の購入限度額を設定しており、これらは予算書への記載が法定で義務づけられているものです。資料に移ります。資料の3ページをお開きください。新会計制度への移行に伴い、大きく変化する予算書内の財務諸表上の数値を抽出しております。ここから少々込み入った説明となりますが、議会への説明は必須とされておりますので、よろしくお願いたします。まず、下の表(2)貸借対照



表の㉞企業債ですが、新制度では負債計上されます。25年度期末残高は、借入資本金に37億3,264万5,000円計上されていたものが、26年度期首、4月1日現在ですが、流動負債と固定負債に分けて計上されております。矢印のとおりです。なお、予算執行後の26年度期末の企業債残高は、固定負債、流動負債の合計で45億8,387万円となっております。㉟の引当金については、貸倒引当金及び賞与引当金の新設と退職給付引当金の満額計上が義務化されました。貸倒引当金は流動資産の控除項目として、退職給付と修繕引当金は固定負債に、賞与引当金は流動負債に、それぞれ26年度期末残高として計上されております。㊱積立金については、上水会計は通常処理のみですので、お読み取りください。㊲補助金等とは、もともと資本剰余金に整理されていた国庫補助金や工事負担金等です。新しい制度では、償却資産の取得に充てられる補助金等は、一旦長期前受金として負債に計上されます。後に、当該資産が減価償却されれば、相当額を長期前受金から未処分利益剰余金に振り替えます。さらに、同様の処理を過去に遡って行うため、平成26年4月1日の移行時、期首になりますけれども、多額の利益剰余金が発生することになります。具体的には、資本剰余金の25年度期末残高31億1,223万1,000円は、26年度期首には、長期前受金に約14億円、未処分利益剰余金に約12億円を振りかえます。さらに、平成26年度予算の増減2をごらんください。減価償却に伴い6,179万円の長期前受金が減額され、未処分利益剰余金に振りかわっております。これが、先ほど収益的収入予算で説明しました非現金収入、長期前受金戻入に当たります。この結果、上の表(1)損益計算書の表では、未処分利益の一番右です。26年度期末残高として13億4,197万円が計上されておりますが、このうち㉞と㉟の合計12億7,194万5,000円は現金の裏づけがないものとなります。ここで言う「現金の裏づけがない」とは、例年、減価償却見合いの水道料金収入は、資本的収支が不足しますのでその補填に使用します。よって、会計内に現金がないことを意味します。このように、新会計制度では未処分利益剰余金の中に、現金の裏づけのないものが発生しますので、予算書15、

16ページをお開きください。貸借対照表ですが、16ページの下のほうに注記として①～④を設け、説明を新たに加えております。このように今後、決算時点9月議会での利益処分議決につきましては、従来にも増して慎重な判断が求められる。そういう制度改正となっております。最後に資料の一番下です。B4資料の6ページにつきましては、平成26年度に水道と工業用水道事業会計で予定しております工事の一覧でございます。御一読ください。以上が平成26年度水道事業会計予算の説明となります。御審議の程よろしく願いいたします。

松尾数則委員長 執行部の説明が終わりました。委員の方の質疑を受けます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。はい大井委員。

大井淳一郎委員 収益的収支と資本的収支等々の説明がありました。一緒にやると議論が錯綜しますので、分けて収益的収支、収益的支出からやっていただくとよろしいかと思えます。

松尾数則委員長 今、大井委員のほうから意見がありましたので、基本的には支出のほうから行きたいと思っております。どなたか質疑はありますか。はい副委員長。

河崎平男副委員長 26年度予算については全般的に29億くらいの予算ですよ。そうした中で前年度からの分が以前もらった資料には36.6%の伸びを示しているということがありますが、これについては先ほどの説明で資本的収支の中で浄水場とかの改修が主なものですか。

岩佐水道事業管理者 詳しいことは説明させますけれども、財政計画のことでよ。実際、事業量とお金とがアンバランスだったと、今年は新事業が入るのでその辺がどうなっているのかということでもいいのでしょうか。（「そうです」と呼ぶ者あり）説明させます。

河崎平男副委員長 たしか公営企業会計で説明されたときに36.何%かの前年度に対しての伸びがあるということで説明を受けております。そうした中で36%ということで結構伸びが広いということで、主に浄水場改修が主なものに充てられるというものでしょうか。

岡水道局総務課主査兼財政係長 副委員長が受けられた説明が一般会計と同じく歳出予算をひとくくりにした形でうちの予算を一応出しております。一般会計にあわせて収益的支出と資本的支出を合算して予算総額として資料としては出すこともございます。その金額が30数%ふえていることだろうと思うんですが、経常経費につきましては、大きな変更はありませんので、収益的支出が建設工事等の本格化によってふえたものが原因だということになります。

中島好人委員 資料の1ページの一番最後に利益が9,300万円ということですが、説明の中で純利益は3,200万何がしということでしたが、数字的なものがどこに出ている、もう少しその辺の中身を知りたいと思います。

岩佐水道事業管理者 ここは大変わかりにくいところですが、利益が9,381万円あるのに、現金収入では会計処理上3,200万円しかないのではないかと。何でそういうふうにしたのか。そういう意味でしょうか。詳しく説明させます。

岡水道局総務課主査兼財政係長 これがどこの事業体の会計担当職員も疑問には思っております。このたびの制度改正自体が純利益に非現金収入が含まれるというふうな市民に公開する財務諸表等に対しては、いささか不誠実なような表記になっておりますけれども、もう国で決まったことなので、どこの事業体の担当も首をかしげながら、言われたとおりに予算書をつくっております。

岩佐水道事業管理者 民間の企業会計では、このところが一番わかりにくくて、何でこんな会計になっているのかいまだにわかりません。ですが、新会計制度の指導がそうになっています。それで資料3ページ、これは会計の見方なので、ここでもう1回説明させます。

岡水道局総務課主査兼財政係長 資料3ページをもう一度説明いたします。先ほど言いました非現金収入が含まれるということが(1)の26年度当初予算(期末)という一番右手を見ていただいたらわかるんですけども、2番目の単年度損益が9,381万3,000円という形になっておりますが、その下の説明としまして⑥6,179万円が非現金含むというような表記になっております。この非現金という考え方ですが、矢印、線がずっと下まで引いてあるところを見ていただけたらいいんですが、(2)表④補助金等の欄です。工事の原資として受けた補助金等は一旦負債に計上します。長期前受金に計上することになります。ただし、工事代金を払わないといけないので、この長期前受金自体には計上した時点では現金性はありません。その工事で得た資産が毎年減価償却されますけれども、減価償却費自体は非現金支出になります。利益以外に現金がそこで発生するような形になっております。これはもともと公営企業では、第4条予算資本的収支の不足額に充てるという処理をずっとしておりますので、減価償却費相当分の現金は大体の事業体で毎年余りません。ですから、長期前受金が減価償却に伴って未処分利益剰余金に振りかえられてもそこに現金性がないということになります。ちょっと難しいですけども。(「現金はないけれども名前だけはあるということ」と呼ぶ者あり)9月の決算認定のときには今言った資料1ページ一番下、未処分利益剰余金13億4,100万円の利益処分案を出します。今の予定では現金性がないものについてはこれを利益処分で積立金に処分するわけにはいきませんので、自己資本金に繰り入れるというふうな議案を出そうと思っております。要は新しい制度で利益処分の議決が議会に任されたような形になっておりますけれども、こういったことで未処分利益剰余金が丸々現金ではないということをご認識していただいて御審議を

いただくような形をとらなければ、例えば、12億を全部建設改良積立金に持っていかうというふうなことをされますと、現金のない積立金が発生することになりますので、その辺はよく御理解をしていただきたいと思えます。

松尾数則委員長 何となくわかった気がするな。はい岩佐水道事業管理者。

岩佐水道事業管理者 決算のときに一番重要なので、処理するには議会の議決をもらわないといけないので、その前に具体的な数字で説明をさせてください。確かに収益が9,000万円あるのに実際6,000万円引いて3,000万円しかない。どうしてか。何でそんな会計処理をするのかと言われても、そういうふうな会計処理をなさいとされているので、そこだけ頭に入れておいてください。決して予算上は9,000万円利益があるのではなくて、3,000万しかないんだという非現金のものを処理しなければいけないというのは決算のときに処分案は出します。そのときにもう1回その辺を説明させてください。恐らく会計制度がどうなっているのか聞いてもそれぞれが納得いかないと思えます。私も納得いきません。説明者もどこもそういうふうな処理でやっているんですということしか今の段階では言えないのです。そういうことにさせていただけませんか。

松尾数則委員長 中島委員、制度としてそうあるので。はい中島委員。

中島好人委員 会計上の問題だから、どうこうということではないんです。数字的にわからないのでどうかなあと思ったので。

大井淳一郎委員 補足説明資料に基づいたほうがわかりやすいと思えます。こちらの収益的支出の給料のところです。給与明細票を10ページから12ページまで上げられていますが、以前から少し議論があったと思うんですが、特殊勤務手当が73.1%の職員に充てられている。代表的な特

殊勤務手当としてこれらがあるということですが、まずは、殊勤務手当の中身について説明していただけたらと思います。

岡水道局総務課主査兼財政係長 委員さんがおっしゃられたことが12ページの(5)表、2番目の表ですね。殊勤務手当の欄のことをおっしゃっていると思いますが、その下に代表的な殊勤務手当の名称として交替制勤務手当以下載っております。私ども浄水場を2つ抱えておりますので、殊勤務手当の対象としまして交替制勤務手当があります。これが上工水で62名の職員がおります。各浄水場に10名ずつの交替制職員がおりますので、20名は交替制勤務手当の支給対象となっております。それと水質検査等々に係る水質検査手当等。危険手当は薬品等々を取り扱う職員。滞納関係の収納に当たる職員につきましては集金手当等々が支給されて、この全体の73.1%という比率の職員に支給することとなっております。

大井淳一郎委員 殊勤務手当については以前審議会等に出されて水道局も対象になっているかと思うんですが、この見直し等、特に先ほど話を聞いていると交替制勤務手当、危険手当は何となくわかりますが、集金は本来の仕事であって、殊勤務手当をつける必要があるのかなと素人的には思ったんですが、そのあたりを含めて殊勤務手当の見直しの方向についてお答えいただければと思います。

岡水道局総務課主査兼財政係長 集金手当につきましては、滞納整理に当たる職員になりますけれども、確かに本来の業務と言われればそれまでですが、もともと払えないから滞納されている、何がしかの事情があつて、滞納されているところに約束をして行ってもなかなかいらっしやらないとか、罵声を浴びせられるとかということは日常でございます。いわゆる危険であるとか、身に危険があるというわけではありませんけれども、著しく不快な業務の一部というふうな捉え方をして集金手当を支給しております。

岩佐水道事業管理者 特殊勤務手当がいろいろと一般質問等々で質問されているのは聞いております。一般職と違うのは御承知のとおり水道局は全部組合との協定によって成立しております。その辺がちょっと違うので確かに独立採算制である企業会計の職員と一般職員とが一緒ではないといけないという一方の見方もあります。片方は組合が存在しておりますし、その組合には一般職とは違った協定権というのがあります。協定というのはお互いの労使によって成立したものです。それが存在いたしておりますので、労使で納得のいく解決を持って進めないといけないところがありますので、組合もそういうことを承知してくれていますし、しょっちゅう組合との折衝をやっておりますので、今申されたことは管理者として常に頭においておりますので、御理解を賜りたいと思っております。以上です。

松尾数則委員長 そのほか委員の方で質疑のある方は。はい中島委員。

中島好人委員 水道料金ですが、給水収益97%ということですが、家庭用の水道料金について全体で平均とか、県下でどれくらいとか。10立方メートル当たりどれくらいとか、その辺の資料はありますか。説明はしないんですか。私も初めてなのでよくわかりませんが。

岡水道局総務課主査兼財政係長 前回の9月議会では御説明の資料を委員の方にお渡ししたんですけれども、メンバーが入れかわっておりますので、御説明いたします。また後日お渡ししても結構ですけれども、口でちょっと説明いたします。1カ月で20立米使用したといたしまして、山陽小野田市県下13市のうち高いほうから4番目です。大体平均の使用量に近い形であろうと思います。2カ月で40立米になりますので、一般家庭の平均的な数値となっております。もっと多く、その倍使われる家1カ月40立米、2カ月で80立米使われる家。まあまあ大家族の家はこのくらい使われる家もございますが、そうなりますと県下で高いほうから7番目になります。以上でございます。

岩佐水道事業管理者　今言いましたようにどこの口径でとるかということもありますが、今全体の水道料金がどうあるべきか内部検討いたしております。というのは前回申し上げましたように水道料金というのはそれは上げないほうがいいんですけれども、収支のバランス。つまり水道事業というのは装置産業でございまして、浄水場、あるいは配水池の新設。管の老朽化したものをなおしながらきれいな水を永久に市民に配水しなければならないということになりますと、投資をすれば収益のバランスがだんだん狂ってきます。そこで前も言いましたように本来あるべき計画と財政といわゆる資産管理、これはアセットマネジメントというのですが、その辺が連動していないとおかしいんです。つまり、地下に入っている管がどのようになっているかわからない。この施設がいつまでもつかかわからない。水道施設は全部市民の財産です。市民の財産を我々水道局が経営を任せていただいて水を提供している。だから、永遠にこういう水を配水しようと思えば、それに対する投資もしなければいけない。子々孫々にそういうことをしなければ、水が提供できない局面が起こります。市民の皆さんに水を買っていただいているから、我々の水商売が成り立っている。両方を考えながら独立採算性と公共性等を考えながら今どうすべきか考えています。既に水道料金を上げなければいけない危機的なきもあつたんですが、いろいろと企業努力をしながら改善してきたということがあります。今後も企業努力をしながらなるべく皆様方に御迷惑をかけないようにしようというように思っていますけれども、先ほど申しましたように収支のバランスが崩れたときには、また相談をさせてもらうときが来るかもわかりません。以上です。

中島好人委員　皆さんはいろいろと言うけれども、9月の前委員のときと今は全く様変わりをしている委員に対して予算を組もうかというこの3月議会に9月議会で渡しましたということで通るかということ。そもそも。よく理解してもらおうという形の中でそれだったら現状とか、普及率はどれくらいなのか、水道事業におけるいろはみたいところをきちんとわかるように説明するべきだと思います。その辺では普及率は書い



てありますか。

松尾数則委員長 中島委員、この前の説明でちょっとあったんですが・・・。  
はい岩佐水道事業管理者。

岩佐水道事業管理者 中島委員がおっしゃったように資料を全部出して理解の上で審議をしてもらうのがいいと思っております。ですからきょうも予算書だけでは大変わかりにくいし、新会計、これを見てもわかりづらいし、さっき言った問題点もあるので資料を出しました。この前は用語集も求められましたので、それも提出しました。全て情報というのは提供したいと思っておりますので、今言われたところはすぐに資料をそろえてお届けします。資料の要求がございましたら、委員長を通じて申し入れしていただきたいと思っております。以上です。

中島好人委員 水道料金に関わってこの地域的にもいろいろな条件、各自治体によって値段が違うというのは承知しております。独立採算制という形の中で市民にそこら辺のところを負担を強いているわけですが、先ほど普及率だと聞いたらほとんどが普及されていて水なしには生活できないわけですから、その辺では一般会計からの繰り入れがここにある3ページには色づけで出ていますけれども、料金関係の一般会計からの繰り入れ、またそれを県下でも全国でもそういうところの一般会計から繰り入れているところはあるのかどうなのか、という考えをお聞きしたい。

岩佐水道事業管理者 はい委員長。それは独立採算制でつまり下水みたいにごんどん持っていかなければならない。水道料金だけでその会計が賄えているかどうか。足りない分は一般会計から繰り入れがあるのかどうなのかというお答えでいいのでしょうか。

岡水道局総務課主査兼財政係長 県下の中でも一般会計から何かの理由をつけて繰り入れているところはあります。小規模な事業体であったり。例え

ば職員の退職金の負担を実質一般会計で全て持つような事業体もあります。ただ、事業の運営をしております私どもとしましては前提条件が独立採算で事業を展開しなさいよというのが前提です。それを不足金が生じた、赤字になったから一般会計の税負担で面倒見ておくれというのは、うちの立場としてはなかなか言いにくい。議会のほうの発議で例えば、一般会計で他市にも例があるわけですから、そういうふうな形で繰り入れてはどうかというふうな発議をされるのはうちとしては結構な話とは思いますが、それでも独立採算を課せられている事業者自身としては足りないから税で面倒を見てくれというのはなかなか言いづらい立場にあります。

岩佐水道事業管理者 今、岡係長が言ったとおりです。独立採算制がそこにあるということと、ですから3ページにございます10条です。一般会計の補助金とか償還金とかいう形で繰入金になっていない理由がそこにあります。これは一般会計でやるべきところを水道がその辺をやっているということを御理解ください。

中島好人委員 独立採算性ともう一つは公営企業法というのは市民の利益というか、福祉の事業も同時に行うという役割も同時にあるので、担当者からは言いづらいが、議会からの要望があればという状況はよくわかりました。

岩佐水道事業管理者 先ほど申し上げましたように確かに公益性があって市民のためにとというのがあるんですね。それと企業は潰れたら皆さんに迷惑をかけて一般会計からもらわなければいけないことになります。企業というものは健全経営が大事です。そのときに市民に一番御理解をいただいていないのは水道は設備等々の資産を使って経営する装置産業ですから、これの全ての資産は市民のものです。市民のものを預かって我々が経営しているわけです。それを子々孫々にいい水を提供しようと思ったら投資がいるのです。投資を水道料金で還元してくださいよという時期

が来る可能性がある。それはなぜかと言いますと先ほど言いましたように本来ならば計画と財源が資産管理が連動できていれば、耐用年数はわかるし、ここは修繕を繰り返すよりはやり変えたほうが良いというような選択ができるんですが、なんせそういう考え方がなくてやっとな厚生省がアセットマネジメントをしろと言ってきた。これは全国全部同じ状態です。だから、水道事業会計が黒字、黒字だと言いますが、本来厳しい目で見ますと決して健全な経営でないと肝に銘じながら毎日事業をやっておりますので、その辺を御理解ください。

長谷川知司委員 給水収益が97%ということで設定されたということですが、今までどういう流れで97%が出てきたのかということの説明してください。

岡水道局総務課主査兼財政係長 例年99%であったり、大きく落ち込んだときには97%台になったこともございます。決算見込みと言いますか、推計からするともう少し大きな数字が出ておりましたが、安全率を考えてこの3月決算見込み値の推計から3%減じて予算を組んでおります。基本的に収入予算は少なめに支出予算は多めに組んでおりますので、決算のときに急に赤字が出て困った、欠損が出て困ったという形にならないように収入は少なめに設定しております。

長谷川知司委員 今言われたのは確かに一利あるんですが、今後少子高齢化という問題に対して給水量が減っていくのはやむを得ないと思います。それに対して給水原価、これを下げていくことも必要だと思います。そこを今後どうされるか、考えがあれば教えてください。

岡水道局総務課主査兼財政係長 給水原価自体はかかる費用全体、いわゆる収益的支出にかかるランニングコストを有収水量で割ったものが給水原価とされているわけですが、少子高齢化が進んで節水機器が普及してもなお、給水区域自体は縮小しません。昭和30年代、40年代に急

速に普及した水道施設を維持に金はかかってもこれからダウンサイジングするという方策がありません。原則ですね。例えば、浄水場の管理をオートメーション化するとかそういうふうな形で若干の費用を縮減というのはできるとは考えますけれども、有収水量が減ったから大きく施設のサイズを変更できるというふうな事業ではございませんので、これから先の経営は間接経費等は圧縮するのは当然の話なんですけれども、節約を努めていって、ただし、何年か先になるかわかりませんが、いつか経営的に耐えられないときが当市の人口推計等を見る限り必ず来ると思っております。以上です。

岩佐水道事業管理者 今、財政係長が言いましたダウンサイジングというのは規模を縮小するということです。だから、施設を全部97%市民に水を提供しているのをその全体の規模を縮めるというのはなかなか難しいということで。英語で申し上げて申しわけないんですが、要するに規模を縮小という意味でございます。

松尾数則委員長 今、基本的には資本的収支の収入についてやっているんだけど、いろいろとバラエティーに飛んでいます、収益的収入収支についてどなたか委員で質疑のある方。はい大井委員。

大井淳一郎委員 ちょっと細かい質問になりますが、委託料の中に電気防食不良調査、皆増となっております。これは新たにということですが、これはどういった内容なのか、そして皆増ですけれども単年度、来年度限りなのかこの点についてお尋ねいたします。

大田水道局次長兼工務課長 電気防食不良調査ですが、これは現在第一導水管とか大きい口径につきましては、ダクタイル鋳鉄管以外にも鋼管を使っております。鋼管部分につきましては電気防食等をしていかないと腐食が進むために今回この調査を行う予定にしております。大体口径的には400ミリメートル以上の口径でよく使っております。これは今年度調

查しますが、これによって不良箇所が出た場合には次年度からそこを改良していきます。

大井淳一郎委員 委託料ということでもう一点、PCB処分ということで、こちらは皆減ですが、PCB関係はもう必要なくなったという理解でよろしいでしょうか。

大田水道局次長兼工務課長 はい必要なくなりました。

松尾数則委員長 どなたか、収益的収入、支出についてあわせてどちらでも結構ですが、はい長谷川委員。

長谷川知司委員 下水道課と収納が一元化となったことで、これについて何か問題点等があれば教えてください。

戸倉水道局業務課長 業務課の戸倉です。平成23年度の途中から上下水道料金の徴収一元化という形で、水道事業のほうがお受けしております。これに伴って上水道料金の収納率についてほとんど収納率は変わっておりません。年平均にしますと99.9%前後の収納率となっています。下水道使用料については、担当職員の頑張りによりまして、委託を受ける前よりは2%程度の上昇となっております。これで大体99.5%。平成24年度分までです。現年度についてはまだ数字が確定しておりませんので、御報告はできません。現場では大変収納については困難を帰しております。というのが水道料金については使ったものですからお払いしますよと、下水道使用料について施設の使用料を含んでいるということになかなか御理解いただけず、払っていただけないケースも多々あります。以上です。

松尾数則委員長 ちょっと確認を取りたいんだけど、そういう支払い方法はないよね。水道と下水道を分けて支払おうと思ってもそういう支払い方法

自体はないんでしょう。はい戸倉課長。

戸倉水道局業務課長 水道料金だけを払われる方もいらっしゃいますけれども、これについては下水道課と協議をいたしまして、例えば両方の未納分があって1万円の内金を入れられれば下水道料金が6割、水道料金が4割という按分で決めがあります。

松尾数則委員長 どなたか委員の方。はい大井委員。

大井淳一郎委員 以前から委員会で出される質問の一つにコンビニ収納があります。市がパッケージの関係でコンビニ収納導入にいたって収納がふえたということですが、水道局についてはこの検討状況についてお答えいただければと思っております。

戸倉水道局業務課長 水道局については現在コンビニ収納の取り扱いをやっておりません。平成25年度当初からゆうちょ銀行の取り扱いを開始いたしました。これについては2月末現在ですが、全体的に1,649件の取り扱いがあったという集約報告になっております。ちなみに今水道料金の納入方法なんですけど、口座振替と自主納付の2つとなっております。それで2月末現在で口座のほうは83.76%、自主納付が16.24%の割合になっております。そのうちの自主納付の中で、ゆうちょ銀行の取り扱いが1,649件ありましたという御報告でございます。コンビニ収納については市民の皆様方から若干の問い合わせがございます。特に今はクレジットカードでの決済というふうな要望もございます。しかしながら、これについて導入いたしますと多大な経費がかかります。やはり口座振替手数料や自主納付であれば御自分で納めていただくのでほとんど手数料はかかりません。収納に関する費用が多大にかかるということで検討はしておりますけれども、なかなか踏み切れないような状況になっております。他の市町村についてもコンビニ収納されてよかったということも聞いていますが、デメリットの部分もたくさんあるという形

でお聞きしております。以上です。

大井淳一郎委員 今多大な経費と言われましたけれども、内部では試算されていると思いますが、大体どれくらいみていますでしょうか。

岡水道局総務課主査兼財政係長 コンビニ収納につきましては財政的な検討は市役所がコンビニ収納を導入する以前の年に推計はしております。それで採算ベースにのらないと言いますか、その当時口座振替のお客様が83%。今と同じくらいいらっしゃいました。口座振替のお客様は振替手数料は10円です。自主納付の納付書をお送りするのは郵送料が当時47.5円。それで銀行とか支所とかで払っていただいていたんですが、それから先は事務の手数しかないということです。コンビニ収納を導入しますとそれに加えて60円から70円の手数料がかかります。要は、手続きをされて口座振替にわざわざしていただいたお客さんは10円しか経費がかからない。便利がいいからコンビニ収納を入れておくれと望まれたお客さんには100円以上の経費がかかります。自主納付に比べても60円から70円の経費が加わりますよ。一般会計のコンビニ収納導入の経緯はいろいろと聞いていますが、もともとの口座振替の利用率が低かった。だから、導入効果もあつたのではなかろうかと。8割、9割近いお客様が口座振替されている現状では、コンビニ収納される方の経費をそのほかのユーザーが持っている、持っていかなければならない。水道事業会計は基本的に株主配当等、民間企業で言う利益は見込んでおりません。会計内に留保される利益は将来の維持管理や建設改良に充てる原資としてユーザーから預かっているお金ですので、皆さんの共有資産であろうかと考えております。それを一部のお客様の利便のためだけに使うというのはちょっと難しいのではなかろうかと。仮に、この先要望が強まってくれば手数料だけ別にそのお客様に負担していただくというふうな形も導入の方策の一つであろうかとは思っております。試算はきちりしております。それで経費自体がほかのユーザーの負担に耐えられないと判断しました。

長谷川知司委員 今の件ですが、要するに口座振替をふやすという努力が一番大事だと思います。そのためにはどうしているのか。先ほどでは納付率が99.9%までいっているとのことでしたが、皆さん理解して払ってらっしゃると思う。徴収に行かれたときに口座振替はどうですかと言われていたとは思いますが、逆に口座振替をすることでメリット。要するに10円、20円を割引きますよということをするれば良いと思いますが、そういうふうな考えはありますか。

戸倉水道局業務課長 口座振替の現状だけ、先に御説明いたします。口座振替の普及については、窓口で自主納付で納めに来られる方については口座振替のお願いはしております。なかなか統計を取って見たんですが、お客様によっては口座なんてやらない、ここに来て職員の顔を見に来るのが楽しみなんだよという方もいらっしゃいました。始めから口座振替はしないという方もいらっしゃいます。滞納整理にお伺いします。年金受給者の方で口座振替していただければいいんですが、それを定期的に落とすと生活ができないから口座振替しないという方もいらっしゃいます。職員は窓口で口座振替のお願いはしております。

岡水道局総務課主査兼財政係長 基本的に水道料金自体は差別料金的な取り扱いは、水道法の中で禁じております。ただし、口座振替のお客様に一定額の減免を与えるという料金制度をつくっている事業者の先進事例はあります。ですから、近い将来になるのか、相当先になるのかはまだわかりませんが、次の料金改定の際には、例えば値上げを1割お願いしなければいけない場合でも、そのうち口座振替のお客様には100円、50円の割引をすとか、そういった検討も選択肢の一つとは思っております。

杉本保喜委員 委託料についてお尋ねいたします。森響水33万6,000円ですが、これは瓶詰の委託ということですか。毎年同じくらいの本数を詰めてスタンバイしているんですか。



伊東水道局総務課課長補佐 森響水については毎年5,000本を広島の業者にペットボトルに詰めていただく作業の委託をしております。3年に1回ラベルを15,000枚ずつ頼むんですが、今年度は3年に1回のラベルが切れて、来年度はラベルを新しくつくる作業も委託しております。毎年5,000本を発注しております。

杉本保喜委員 この5,000本というのはいわゆる防災用としてストックの意味合いが濃いですか。

伊東水道局総務課課長補佐 基本的には防災用の備蓄として避難所には規定の本数を全部備えております。それと市の主催する会議、イベント等で水道の啓発としてお配りしたりもしております。

松尾数則委員長 資本的収入、収支も含めて。はい中島委員。

中島好人委員 石綿管15本事業を行うということで、これが合併特例債というような説明がありましたが、これに限らず合併特例債が活用できる事業がほかにもあるのか。この費用については国からのどれくらいの割合になるのか教えてください。

岡水道局総務課主査兼財政係長 この石綿管更新事業につきましては、旧山陽町は石綿管の残存率が多かったために合併以前から一般会計からの繰り入れがございました。ただ、小野田市は残存率が少なかったもので、合併以降交付税算入がされない基準となりました。分母が大きくなりましたので。それで整備率の差が旧市町間にあるということで合併特例債の対象事業となっております。当初計画では、平成22年度から26年度まで、繰り入れを1億円。2分の1ですので、事業費としては約2億円の事業を予定しておりましたけれども、事業が進むに当たりまして、それと特例債事業が延長になりましたので、その分と事業の進捗がなかな

か進まない箇所もございまして、28年度まで延長しました。それで今のところの予定では特例債の繰り入れが22年度からの総額で8,300万円弱くらいの予定になっております。事業費全体では1億7,000万円程度の事業になる予定です。

中島好人委員 これは石綿管の事業のみで、ほかには合併特例債に関わった事業というのは全くないんですか。

岡水道局総務課主査兼財政係長 石綿管の更新に係る事業費のみです。それとその他の特例債関連の事業は水道局、工業用水道も含めましてありません。

長谷川知司委員 石綿管もありますが、鉛管です。これについてはどうされているのか教えてください。

大田水道局次長兼工務課長 鉛管についてもまだ残っております。この更新につきましては新たに配水管を更新したとき給水管も全て鉛管からポリエチレン管にかえております。数的には旧小野田地区には残りが933戸、旧山陽地区には1,290戸残っております。以上です。

長谷川知司委員 これは今言われた布設管をやりかえたときにそれをやりかえるということで鉛管による害については、それで十分なのかどうなのか教えてください。

大田水道局次長兼工務課長 鉛管につきましては以前実際に使っているところの水を調査したことがあります。これに基づきますと、基本的にはほとんど問題にならないと。朝一番にバケツ一杯程度の水を出していただければ、ほぼ問題がないという結果が出ております。

長谷川知司委員 個数とありますので、今鉛管を使われている住宅につきまし

てはバケツ一杯出すというのは大変だと思いますので、早くポリエチレン管等に布設替えするチラシとかはされていますか。

大田水道局次長兼工務課長 そのようなチラシは出していませんが、鉛管を使っているところはほとんど配水管自体が古い管でございます。したがって、順次交換していくことになります。また、鉛管ですから当然今腐食によって漏れ始めてきています。その漏れてきたときにはその都度やりかえております。以上です。

松尾数則委員長 鉛管は何メートルありますか。はい大田次長。

大田水道局次長兼工務課長 鉛管のメートル数は出ておりません。

松尾数則委員長 出してないんですか。はい杉本委員。

杉本保喜委員 バケツ一杯分を捨てると言われましたが、鉛管を使用されている使用者にはその辺は理解しているんですか。それとも総体的にそういうものだという事ですか。

大田水道局次長兼工務課長 今お話したのは一般的な考え方で、インターネット等にはそのように出ています。ただ、現実的に局で調べた中では水質的には鉛が溶けにくい水になっております。したがって影響はほとんど出たことはないと思っております。

杉本保喜委員 基本的に健康上問題はないという立場にあるということですか。

大田水道局次長兼工務課長 基本的には問題ないと思っております。

松尾数則委員長 その辺の声を大きくしてもらったほうがいいと思います。はい長谷川委員。

長谷川知司委員 施設のほうということでお聞きいたしますが、鴨庄浄水場急速ろ過池改修とありますが、ほかの鴨庄浄水場の改修について耐震的なものについてクリアーされているかどうか教えてください。

大田水道局次長兼工務課長 耐震調査については平成21年度ですが、簡易診断を行いました。その中でほとんどの施設が非耐震という形になっております。今回鴨庄浄水場施設更新をしますが、それに伴いまして耐震化を進めていく予定になっております。非耐震と言いましてもほとんど築造年数によって決められています。昭和54年以前のものについてはほとんど非耐震ということになっています。したがって、鴨庄浄水場のように新しい施設がほとんどないようなところでは非耐震になっております。

長谷川知司委員 建物についてはそれでいいんですが、地下のろ過池はどうかということですが・・・。

大田水道局次長兼工務課長 急速ろ過池につきましては、今回は一式全体をやりかえるわけではありませんので、それを耐震化にするのは、難しいのではないかと考えております。ただ、メーカーにおきましても、それについては十分に考慮して行うようになっておりますし、構造的に見ましても非常に壁が多い。そういう構造でありますので、ほとんど問題はないと考えております。

長谷川知司委員 今、このたび浄水場をやりかえられるということですが、この浄水場にもスタッフが相当いらっしゃいます。必要だからいらっしゃると思いますが、高天原浄水場と一元化できないのか。また、遠隔操作等で人を削減できる面はしていただくことができるのかどうなのか。それをお願いします。

大田水道局次長兼工務課長 今回の改造でその中に高天原浄水場からも遠隔操

作できる形のものを取り入れて行うようにしております。ただ、すぐには難しいと思いますが、将来的にはそういうようなこともできると思っております。

長谷川知司委員 今言われた遠隔操作できるものがどういうものなのか。また、できないものはどうなのか。今は必要ありませんが、また教えていただきたいと思えます。

大田水道局次長兼工務課長 はいわかりました。

松尾数則委員長 それは勉強会でもやりましょうか。はい中島委員。

中島好人委員 説明の中に企業債の借り入れが4%というようなことがありましたけれども、利子が大体高いのがどれくらいあって、その高いのを借りかえる状況はどういうふうになっているか、わかりますか。

岡水道局総務課主査兼財政係長 委員がおっしゃったのは予算書の2ページ第6条企業債の限度額設定のところの利率のことをおっしゃっていると思うんですが、4%以内というのはこの限度内の借り入れを議会に認めてもらうという形でございます。それと既に借り入れております企業債につきましては、平成24年度までに5%以上の高率の企業債につきましては一部を除きまして、一部と言いますのは償還年限がもうすぐ来る分につきましては、これは例外としましたが、5%以上のものについては借りかえなり、一括償還しております。ですから、高率かつ長期にわたる企業債は残っておりません。

長谷川知司委員 配水池新設という件がございますが、この配水池の位置決めをされたときは当然配水池からほとんどの地域に自然流下でいくことができると改良できるということで位置決めされたかどうか教えてください。

大田水道局次長　今言われたとおりです。その辺を考慮して位置決めをいたしました。

松尾数則委員長　先ほど中島委員のほうからお話がありました例の県下の水道料金の参考資料をほとんどの委員が持っておりませんので、それを含めて資料をいただければと思っております。よろしく申し上げます。はい岩佐水道事業管理者。

岩佐水道事業管理者　それ以外にも資料の請求がありましたら、委員長さんを通じて皆さん言っていただけたら、準備いたします。

松尾数則委員長　中島委員、それでよろしいですか。それでは、質疑が終わりましたので、討論、採決に入ります。討論のある方はいらっしゃいますか。はい中島委員。

中島好人委員　先ほども質疑の中で言いましたけれども、水道は人間が生きていく上でなくてはならないもので、そうした中で普及率もほぼ行き届いている中で、高い水道料金が一般家庭用で県下で4番目に高いというような状況です。水道料金を多く使っている人はそれなりに県下7番目という話がありましたが、公営企業法でも経済性をきちんとやるようにということをあわせて公共の福祉を増進するように運営する目的を抱えているので、先ほど確認しましたけれども、一般会計からの繰り入れも行って水道料金の引き下げを行うべき点を思慮してこの議案に反対いたします。

松尾数則委員長　それでは、採決に入ります。それでは、議案第26号平成26年度山陽小野田市水道事業会計予算について、賛成される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

松尾数則委員長 賛成多数でありますので、議案第26号は、原案どおり可決すべきものと決しました。次に議案第27号平成26年度山陽小野田市工業用水道事業会計予算について、審査を行います。執行部からの説明をお願いいたします。はい岩佐水道事業管理者。

岩佐水道事業管理者 予算書の35ページから説明いたします。補足説明書を添付いたしておりますので、後ほど岡財政係長から詳細を説明させます。第2条の業務の予定量は、記載のとおりでございます。工業用水は、責任給水制を取っているため、配水量は前年度と同様、3社合計901万5,500トンを予定しております。(4)の主要な建設改良事業につきましては、後ほど御説明いたします。予算書第3条の収益的収支でございますが、収入は前年度から8,200万円程度増額いたしまして、合計で約2億9,900万円ですが、増額分のほとんどが消費税増税によるものでございます。支出合計は約2億6,900万円、結果、税処理後の単年度損益においては2,431万6,000円の利益が生じる編成となっております。予算書第4条の資本的収支でございますが、支出の建設改良費におきましては、主として管路の更新工事を2カ所行います。企業債償還金は昨年度同程度で、支出合計は約8,900万円でございます。これら支出に対する財源は、企業債を起こさず自己資金で対応するため、収入予算はありません。結果、支出全額が差引不足額となりますが、この補填は損益勘定留保資金等で不足しますので、減債及び建設改良積立金を5,490万円程度取り崩して対応する予定としております。なお、詳細につきましては、岡財政係長のほうから説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

岡水道局総務課主査兼財政係長 それでは、水道事業会計と同様に予算書と資料に基づきまして説明をさせていただきます。まず、第3条収益的収支につきましては、管理者の概要説明のとおりですが、詳細についてはB4資料の4ページ1番の表にまとめておりますので、ごらんください。ま

ず、収入につきましては、給水収益は責任給水制のため消費税増税分のみの増額です。工水は毎月請求のため、消費税増税に伴う経過措置は適用しません。他会計負担金は退職金一般会計負担分が皆減。児童手当は増額しております。引当金戻入益は、会計処理の変更により今後戻入予算は廃目となります。営業外雑収益備考欄をごらんください。長期前受金戻入は、上水と同じく非現金収入で463万1,000円です。当年度純利益は、これを差し引いてお考えいただきたいと思います。よって、予算書41ページ、キャッシュフロー計算書をごらんください。キャッシュフロー計算書では上から3行目で控除項目とされ、マイナス計上されております。御確認ください。資料に戻りまして、網掛けの収入合計は前年度当初比較で819万9,000円増額の合計2億9,880万8,000円となります。続きまして資料下段の支出の部ですが、人件費総額は減額しております。詳細は予算書42～44ページの給与明細書に記載しております。後ほど御確認ください。賞与引当金及び特別損失に計上しております過年度手当は、上水と同様の制度変更によるものです。退職金については、退職職員3名への支給経費1,045万1,000円のうち予算計上は100万1,000円です。残り9,450万円は貸借対照表上の引当金減額で対応しております。退職給付引当金については、所要額に達しておりますので、繰り入れはありません。その他は、修繕費、減価償却費が減少し、動力費、受水費、消費税等が増加しております。詳細は備考欄をお読み取りください。結果、網掛けの支出合計は前年度当初に比べ703万6,000円減の2億6,940万8,000円となります。税処理後の損益は表の最下段に記載しております。単年度2,431万6,000円の利益が生じますが、これには非現金収入463万1,000円を含んでおりますので、正味の純利益は1,968万5,000円となります。予算書第4条資本的収支については、資料4ページ2番にまとめております。資本的支出は、送水施設費として西部線及び田辺線の送水管改良工事を行います。庁舎施設費として高天原浄水場の浄化槽を更新します。企業債償還金は元利均等のため利息減少分ほど元金



が増加しております。以上、支出合計は前年度当初と比較して807万4,000円減の8,922万8,000円となります。資本的収入はゼロですが、これは病院事業会計への低利での貸付実行中であるため、企業債による外部資金の調達を控えたためです。よって、支出総額の8,922万8,000円が補填すべき差引不足額となります。これについては、表の一番下のとおりです。内部留保資金だけでは不足しますので、積立金を一部取り崩して対応します。このように、積立金を取り崩して補填財源とした場合の経理処理は、従来は自己資本金に組み入れておりました。組入資本制度と呼ばれていたものですが、これが新しい会計制度では廃止されました。積立金は資本的収支の収支不足に補填して使用したにも関わらず、補填後の積立金の振りかえ先が一旦未処分利益剰余金に振り変わることになりました。これは制度変更でもう仕方がないことなのですが、資料5ページ下の表(2)貸借対照表の⑤積立金、平成26年度予算増減額2の欄をごらんください。今説明しました補填に使用した積立金◎がマイナス表記されております。これが積立金から減額される金額ですが、上の表(1)損益計算書の平成26年度予算のその他増減欄◎に矢印で行っていますけれども2つの補填額の合計額5,488万2,000円が未処分利益に加えられております。当然ですが、不足したところを補填に使った積立金ですので、現金の裏づけはありません。そのほか資料の5ページ(1)(2)とも残りの処理については上水道会計で説明したとおりです。予算書に戻りまして、36ページをお開きください。第5条予算は、支出費目の流用可能項目の設定です。第6条予算は、人件費等の流用禁止経費。第7条予算は、一般会計からの繰入金で、これらは予算書への記載が法定で義務づけられているものです。以上が平成26年度の工業水道事業会計予算の説明となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

松尾数則委員長 執行部の説明が終わりました。質疑のある方はいらっしゃいませんか。はい中島委員。

中島好人委員 契約水ですが、3社はそれぞれ固定で額は変わらないのでしょうか。その辺の推移はどうなっていますか。

岡水道局総務課主査兼財政係長 予算書の記載のとおり量を従前から全く変化はございません。これは申し出を受けた分ほど割り当てた後には余った水は工業用水道はありませんので、新規でくださいということになりましたら、既存の受水企業の方と相談して余剰の水量があればという形にはなるんでしょうけれども、企業も今後の事業展開をある程度頭に入れて、一旦手放しますといつ戻ってくるかわからないような形になりますので、水がないとなかなか工場の拡大等もできないでしょうから、受水企業さんは今のところ納得された上で受水されているものと捉えております。

中島好人委員 反対に新規における企業に対しての新たな契約という動きはどのような状況ですか。

岡水道局総務課主査兼財政係長 先ほど申し上げたように水利権の余りはもう工業用水道はありませんので、旧小野田市、旧山陽町地域につきましては県の工業用水道も入っておりますので、そちらのほうから受水されるような形をとられるのではなかろうかと思えます。

松尾数則委員長 どなたか委員の方の質疑はありませんか。はい長谷川委員。

長谷川知司委員 退職給与金3名で1,045万1,000円とありますが、これは一般水道とあわせて分けてこの金額になっているということですか。

岡水道局総務課主査兼財政係長 おっしゃるとおりです。予算書の5ページをごらんください。上から(4)のところになりますが、引当金の計上方法、この率が支給経費の按分と一緒です。(4)のアのところ表をつ

けていますが、そちらが上水道と工業用水道の支給経費の按分方法です。期末職員数で按分しております。以上です。

大井淳一郎委員 修繕費ですが、ポンプオーバーホールということで25年度は必要だったんですが、今年度は必要ないということですが、こういったポンプオーバーホールの管理状況は。岩佐水道事業管理者が常々言われているアセットマネジメントと関わるんですが、この状況というか、修繕計画についてお答えいただければと思います。ポンプオーバーホールの説明もあわせてお願いしたいと思います。

田中水道局浄水課長 ポンプのオーバーホールについては大体5年か6年くらいを目安に実施するようにしております。そのオーバーホールで解体したとき磨耗している部品等があれば新たに部品の取りかえを行います。

松尾数則委員長 どなたか質疑のある方はいらっしゃいますか。それでは質疑を打ち切ります。討論、採決に入ります。討論のある方はいませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは、採決に入ります。議案第27号平成26年度山陽小野田市工業用水道事業会計予算について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

松尾数則委員長 全員賛成であります。議案第27号は原案どおり可決すべきものと決しました。これで水道関係の案件の審査は終わります。お疲れさまでした。

---

午前11時55分休憩

---

---

午後1時00分再開

---

松尾数則委員長 皆さんおそろいのようなので、それでは引き続きまして、議案第21号平成26年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計予算について審査をいたします。それでは執行部のほうから説明をお願いいたします。多田課長お願いいたします。

多田農林水産課長 農林水産課です。よろしくをお願いいたします。それでは御説明いたします。議案第21号平成26年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計予算について、始めに歳出について御説明申し上げます。予算書12、13ページをお開きください。よろしいでしょうか。1款卸売市場費1項青果市場費1目市場管理費1,539万8,000円は、市場の管理運営に要する費用です。その主要内容について御説明申し上げます。11節需用費につきましては光熱水費317万8,000円、修繕料は屋根、水銀灯及びシャッター等の修理費として、132万8,000円を計上しております。13節委託料につきましては、管理委託料66万円、警備委託料437万8,000円を計上しております。14節使用料及び賃借料につきましては、フォークリフトの借上料22万5,000円です。19節負担金、補助金及び交付金につきましては、地方卸売市場卸売業者運営補助金として500万円を計上しております。2款予備費1項予備費1目予備費として、5万円計上させていただいております。続きまして歳入について御説明いたします。予算書10、11ページをお開きください。1款使用料及び手数料1項使用料1目市場使用料1節市場使用料147万1,000円、2款繰入金1項一般会計繰入金1目一般会計繰入金1節一般会計繰入金1,231万7,000円、3款繰越金1項繰越金1目繰越金1節繰越金、前年度繰越金として1万円計上しております。4款諸収入1項雑入1目雑入1節雑入光熱水費負担金として165万円です。以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

松尾数則委員長 以上で執行部の説明が終わりました。議員の方から質疑を受けたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。はい大井委員。

大井淳一郎委員 質問します。13ページの19節の補助金ですね。地方卸売市場の運営の補助金の500万円なんですけれども、この補助金の額というのはずっとこの額ということによろしいのでしょうか。推移を教えてくださいたいと思います。

多田農林水産課長 議員さんも御存じかと思いますが、過去におきましてこの運営補助金につきましては、いただいておった時期もございます。ただ経営状態の改善等に見ながら、徐々に減らして行ってゼロの補助金の状態のときがございました。ただいま現在市場におきましては、連結決算等々を見ますと、とんとんないしは、黒字で単年度については推移しておる状況が見受けられます。ただ改善する方向で、2カ月ないしは3カ月に1回役員会等を開いておりまして、経営状態をより改善して行く方向で活動しております。それによりまして今議員さんの御質問について御回答します。現在経年からの債務超過費というものが1,400万円程度ございます。それに対して、資本金が1,000万円程度と。債務超過の額のほうの、これを単年度で大黒字を出して閉鎖していくというのはなかなか困難な状況にあります。また、これを抱えたままでは現在の運営に対して圧迫をしていくという考えの中で、本年度から3カ年をかけて、この債務超過しておるものについて、健全な状態にすることによって、借入金等々されて現在運営されておるような状態もあります。そういった依存度を低下させたりしていくことによって、経営改善を加速的に伸ばしていく方向で負担を軽減していきたいという考えのもとに計上させていただいておるものでございます。したがって、今の考えでは3カ年を持って債務超過分を改修して行きたいというふうに考えております。以上です。

大井淳一郎委員 3カ年で改修していきたいということですけども、きょう実施計画が出せなかったと思うんですけども、そこに書いていると思うんですけども、具体的にどのような形で経営改善に向けてやっていくのか。

当局の見解をお答えいただければと思います。

多田農林水産課長 先ほど申し上げました役員会、御存じのように市場におきましては、市50%、JA山口宇部25%、残り25%がかなりの人数で残りの株主で形成をしております。その中で、経営改善に向けて市の役員2名及び担当職員、監査、JAから理事さんとセンター長というようなメンバーで会議をしながらですね、現実には市場は全国的に取扱高等々が減少傾向にございます。一部特出した部分につきましてはですね、加工品等々に手を出されて、経営状態がよいところも全国的には数箇所ありますが、調べて取扱高自体が減少傾向にあります。気象の状況もありますが、それは自然のことですので、何とも言いがたいんですけどもですね。経営改善に向けて、卸売りだけをやっておったんでは、大幅な改善は見込めないという傾向にあると分析しております。その中で今、ここを運営しております、小野田中央青果株式会社。この責任者さんが子会社を使って加工品のほうへ手を出されております。この加工品と言いますのが、カット加工というわけではなくて、袋詰めにしたような形で納入していくというような加工を今、手掛けております。まだ始められて間がありませんので、その加工によってどれだけの利益改善ができたかということは、まだ数字としてはお示しできるものが成果として出てきておりませんが、これを進めていきたいという方向で考えております。以上です。

松尾数則委員長 今ちょっと、加工化のことについて、品物を袋に入れることをこれからやっていこうということなんですか。はい多田課長。

多田農林水産課長 加工には、現物を袋詰めする。現実にはですね、もともとスーパーさんがパートさん等々を雇われて、店内で袋詰めして店頭に出すという行為をされておりました。ところが人権費等々の絡みでしょう。そういう作業を委託するという形態が出てきております。その中で卸売市場から青果を入れる際に、袋詰めを出してくれんかと、そういう手間

をかけることで価格に付加価値がついて、お金が若干でも上がると思います。もう一步進めて先進地視察に行ってきたんですが、カット加工ですね。要は皮を剥いたりとかそういったそのまま出るもの、ないしはごぼうならささがきしたものを水洗いしたものを袋詰めして出すとかそういったカット加工とですね、単純に生ものだけではなくて、袋詰め等々も加工。工を加えるで加工ですね。カット加工、要は手間をかけて品物自体を加工する加工というふうなものがあるかと思います。ただし、カット加工のほうに行きますと、施設それから衛生法の関係でですね、かなり施設投資が必要だと。改善計画の中では、単純な袋詰め等の加工で時間をかけて状況を打開できるかどうかを模索する中で、その状況をみてできればカットのほうへもなかなか業者さんのほうは、現状ではカットのまで手が出にくいところですが、株主ないしはこういった形で資金を導入してでも守らなければならない唯一無二の流通機構というふうな観点から改善の方向はそういった方向で。当然卸売は卸売として、本来の仕事をするんですけれども、そのもの自体、経営改善していく上ではそういった方向性を力を入れて協力していくべきだというふうに考えます。

松尾数則委員長 わかりました。そのほか質疑。今歳出歳入あわせてから質疑を受けていますから、どちらでも結構ですから質疑のあるは。はい中島委員。

中島好人委員 予算初めてなので、いろいろ聞きたい点があるんですけれども。この委託料ですけれども、これの業者なりの選定の方法というか、それはどういうふうにして決定されているのか。

白井農林水産課農林係長 警備委託料については入札を行っております。管理委託料というのは、もともと臨時職員で雇っていらっしゃる方がおられたんですけれども、平成18年か19年くらいですか。経費の節減という意味で、その方と委託契約という形で通常7.75時間を勤務するのではなくてですね、4.5時間という勤務体系の中で市場の監視をし

ていただくという仕事についていただいております。以上です。

中島好人委員 入札の際はどのくらいの業者がいるんですかね。

臼井農林水産課農林係長 警備委託料ですはね、10社までは行ってなかったかと思います。

服部産業建設部長 警備委託料につきまして、監理室が一括で契約しております。以上です。

松尾数則委員長 どなたか質疑はありますか。大井委員。

大井淳一郎委員 せっかく委託が出たので、設備保守委託の中身と、草刈等委託料の選定方法についてお答えいただければと思います。

臼井農林水産課農林係長 草刈等委託料はシルバー人材センターにお願いしております。随契でございます。地方自治法167条の3項でやっております。年に2回の草刈と、冬場にすす払い等清掃業務を行っております。ということで年に3回と。設備保守のほうはですね、浄化槽であったり、電気設備でございます。以上です。

中島好人委員 収入のほうもいいんですかね。収入で使用料ですけども140万のやつですけども、これの人数とか、その辺の状況とか。説明はざっと読み上げただけなんで、その辺はどういうふうになっているかわかれば。

臼井農林水産課農林係長 使用料のほうにつきましては、取扱高に対してかかる、卸業者。小野田中央青果が支払う使用料と、付属営業人というのがございます。今5つほど貸し出しをしております。その月々の使用料という2つでございます。それと若干ですけど、行政財産の使用料が自動販売機とかが入っております。



中島好人委員 ちょっとわからないんですけども、一般会計からの繰入金で  
1, 200万円あるんですけども、これの根拠と言うかね、こういう  
ことでの繰り入れとか、赤字になったからそのまま入るとか、何かその  
辺の根拠というのはあります。

臼井農林水産課農林係長 決算統計上は、営業費用の3割までというところが  
一つの基準になっております。それを超えるところはですね、赤字を補  
填するというような格好で、この市場特会から言えばですね、営業費用  
の3割以上の繰り入れを発生しているということで、まだ健全な会計と  
は言いがたいところもあります。

中島好人委員 ちょっと光熱水費ですけど。負担金がありますけれども、普  
通これは支出で光熱水費というものを出すのはわかるんですが、これは  
誰かに貸しているから入ってくると思います、この辺の中身について  
どうですか。

臼井農林水産課農林係長 光熱水費負担金は先ほど申し上げた付属営業人から  
の徴収と、卸売業者が独自に入れている自立式冷蔵庫というのが2つご  
ざいます。それをいただくのと、自動販売機の分をいただく、それから  
市場の中でサンセグが使っている事務所とかいうのがございますので、  
これは施設を設立したときの取り決めの中で、一定割合小野田中央青果  
株式会社のほうからいただいております。

松尾数則委員長 どなたか質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）な  
ければ、本会議あたりで問題のありました、地産地消についての考えか  
た、今回給食センターがどうなるか知りませんが、占める市場の段取り  
って言うのは重要な課題になると思うんですよ。その辺について、考え  
があればちょっと聞かせてもらえんかな。はい多田課長。

多田農林水産課長 これは1センター化ということを出された段階で、も

ともと市場を通して学校給食のほうへの青果物の納入というのは現実にあったわけです。他の議員さんのからですね、どれくらい取扱いをしているのかというような話とかいうのがありまして、今回御質問が出るかと思ひまして、おおむねの数字でですね、学校給食のほうには60トン程度市場を通して出ると。そのうち地産地消物件は10トン程度という状況にあります。その中で1センター化になったところで、私自身の考えとして、お聞きいただければ幸いなんですけれども、今学校給食調理法の中では、規格品でないといけんよ、というような流れがございます。そういう中で、できれば生産者自体は規格品を10出そうとしたら、規格外品が10出るということになれば、ほかの不用品ですね。処分するもの、それから自家消費するもの等々にかかった経費は販売したものに経費として、製品単価としてせざるを得ない。規格品を買って調理して学校給食として出すという状況があったかと思ひます。1センター化にされた段階で、私が思ひますのは規格外品も受けてもらえんやろうかと。要は規格外品やからその丸々規格外品を食べさせるわけではなくて、加工するんであれば、手間はかかるかもわかりません。課題はいっぱいありますけれども、規格外品もうけていただくことによって、生産者は作ったもの自体が全て購入していただける。そうしたキロ当たり単価も安くできると私は思っております。安く購入できたものを加工することによって買う側の出費も減る。なおかつ食育の関係で考えれば、子供たちに自分たちが食べよるものだけが全てではないよと、この食べるもの以外、同じものでもそういう基準等々によって破棄されてきた時代があるんよという、そういったある意味無駄。そういった食育も成り立つのではないか。その一括納入されることによって、市場から出て行けば、当然学校側と契約栽培するのもあろうかと思ひますけれども、市場が地産の法人組織とかと協力して一手に扱う。そしてそれには市長ともお話しした経緯はありますが、市場に保冷庫があつたらいいかねというような雑談程度でありましたが、その保冷庫でも整備していただいてなおかつ今いったようなストーリーでいけば、3方1両損というのがありますが、4方1両得になるんじゃないかと私自身は、そういう運営の案もあるん

じゃないかと。なら生産者も喜ぶ、購入者も喜ぶ、子供たちにも食育ができる、ひいては市場の取扱高にもプラスになると。ひいては運営補助金等々の心配もしないでよくなると、よいことばかりみたいなんですが、上手に転がれば何らかのヒントになるのではないかと。この1センチター化によって、今までもできてなかったわけではないんですけども、量の問題、価格の問題等々がかなりあったかと思えますんで、できればそういった方向で、市場をもっと利用していただけるような方向性を、他の環境の変化についていけるような状況に進めたいなと思っております。

大井淳一郎委員　ちょっとよろしいですか。今話が出ました、規格外の話で。品質等には問題ないので、そういうのを取り入れられればむしろよろしいんですけども、学校給食等の受け入れのほうに何か制限とか、そういった法律上とか規則上とか、そういった制限はないんでしょうか。規格外のものも受け入れられるような土壌があるのかということは確認されていますか。

多田農林水産課長　それは今からの課題になろうかと思えます。ただですね、ナルトビエイをやったときにですね、長門で地つきのイカを子供たちに食べさせたいというような話があって、当然生食はできません。野菜以外はですね。イカの足を出したらしいんです。1人に4本ずつと。イカの足は10本ありますね。4本、4本、2本になるわけですね。だけど2杯おれば5人分とれるわけですね。20本あるから。それなら何て言ったかという、4本連続してある分はええけど、2本2本は違うじゃないかと。わけのわからん話とか、量の問題とか。ただ私が思っているのは、調理場の手間を持って規格品しかとらないというのではなくて、品質が変わらないのであればそういった価格面の低下が望めるのであれば、規格外というのは小さいのだけじゃなくて大きいのもあるわけで、そういった中で、それこそ加工して給食調理材として使うのであれば、そのあたりは今後検討していけるものではないかと思っております。ま

だ勉強不足で済みません。

中島好人委員 思いはいいんですけれども、実際問題5, 500食を一遍にやろうと思ったら気合がいるからね。例えばジャガイモを回すのにふぞろいだったらできないから、どっちかと言ったら形で外してくるんですよ。だから、なかなか思うようにはいかん点がこのセンターではそういうことなんです。だからなかなか思いが通じるところは悔しいところです。

多田農林水産課長 この時点で消してほしくない意見としてですね、今後潰すなら潰すで結構なんですけれども、そういった観点もあると。これは市場関係者として、何とか市場を盛り上げる施策の一つであるというふう考えております。勉強します。

松尾数則委員長 先ほどありました、給食のほうに出されている量とか品目あたりの資料があれば出していただければ、ありがたいのはありがたいんですけれども。

多田農林水産課長 一応準備はしてきております。ただ、学校給食用に入れておるのは時期的なものとかがありますので、今押しなべて学校給食に何ぼ入れちよるよ、地産地消としてどれだけよ、と言いながら、その中で数字をひらい変えたものでないと誤解を招く数字が入っておるところがございます。それはまた整理した上で、筋を通していただければ。

松尾数則委員長 わかりました。それで質疑のほうはよろしいですか。皆さん。

(「はい」と呼ぶ者あり) それでは質疑を終わりました。討論、採決に入ります。討論はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり) 討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案21号平成26年度山陽小野田市地卸売市場事業特別会計予算について賛成される委員の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

松尾数則委員長 全員賛成であります。以上で議案第21号は原案どおり可決すべきものと決しました。どうもお疲れさまでした。それでは引き続きいて議案第17号平成26年度山陽小野田市駐車場事業特別会計予算について審査をいたします。それでは執行部のほうから説明をお願いいたします。はい高橋課長。

高橋都市計画課長 都市計画課より御説明いたします。3ページ、4ページをごらんください。予算総額は、歳入歳出それぞれ3,615万9,000円とするものです。まず、歳入について10ページ、11ページをごらんください。1款使用料及び手数料1項使用料1目駐車場使用料1節駐車場使用料として2,650万8,000円を見込んでおります。2款繰越金1項繰越金1目繰越金1節繰越金として959万6,000円を見込んでおります。3款諸収入1項雑入1目雑入1節雑入として自動販売機の電気代5万5,000円を見込んでおります。続きまして、歳出について、12ページ、13ページをごらんください。1款駐車場事業費1項駐車場管理費1目一般管理費は、389万3,000円とし、主なものとして、13節委託料管理委託料に112万8,000円を計上しております。2款公債費1項公債費は地方債の償還金で、1目元金として1,827万9,000円と2目利子として151万8,000円を計上しています。14ページ、15ページをごらんください。3款予備費1項予備費1目予備費として1,246万9,000円を計上しています。以上で説明を終わります。

松尾数則委員長 執行部のほうから説明が終わりました。議員のほうの質疑に入ります。質疑のある方の挙手をお願いいたします。はい中島委員。

中島好人委員 駐車場の使用料ですけれども、具体的に1日停めたら幾らになるんですかね。

高橋都市計画課長 使用料につきましては、初日の24時間が1,000円で

す。その中の段階がありますが、12時間で500円。24時間で1,000円です。24時間を超えますと1時間当たり50円が加算されます。次の翌日は1,200円という、そういった状況です。以上です。

中島好人委員 1,200円っていう額ね。高いんじゃないかということですよ。小郡が幾らで、下関が幾らで、この近辺で駐車場が1日置いて最大1,200円という額なんですけれども、それくらいのところはありませんか。

高橋都市計画課長 議員御指摘のように厚狭駅南口の駐車場の料金が高いのではないかという御意見も電話でいただいたこともございます。この周辺におきましては2日目以降が1,200円ということで、初日の24時間は1,000円ではありますが、1,000円まで取っていらっしゃる駐車場は近辺には見受けられません。以上です。

大井淳一郎委員 額の多寡はあると思うんですけれども、使用料が前年度より32万8,000円落ち込む予定だということですが、実際埋まっている率、月極というのがあるのか、それがあればどれくらい埋まっているのか、その点お分かりいただければお答えください。

高橋都市計画課長 駐車場につきましては184台。184台を停めることができます。そのうちに定期券を御利用になっている方。パスカードという1カ月8,000円をいただいておりますが、その定期駐車券を御利用の方が今年度につきましては7名いらっしゃいます。あと駐車場の稼働率はちょっと出しておらないところですが、通常平日で80台から100台程度。80台以上は常時停まっているように料金収入表等からありますとそういった80数台が常時停まっているような状況です。1点、特に皆さんが先ほどの料金の関係で1点ほど補足をさせていただきたいんですが、1週間ごとに集金とあわせて駐車場の何時間使ったかといったそういったレシートみたいなものが料金と一緒に1週間ごとに回収し

ております。その利用状況をみますと7時間から8時間程度の御利用が1番多いようです。いたしますと500円をお使いになっておるといったお客様が多く見受けられます。以上です。

杉本保喜委員 だんだん使用者が減っているんですか。それともイーブンというか、ほとんどかわらないのか。もう一つは将来的には、今のままの新幹線の形態のままでいった場合に、この駐車場はこれから先使ってくれる人が多くなる可能性があるのか、ないのか。その辺はどのようにお考えですか。

高橋都市計画課長 まず1点目ですが、駐車場の利用状況をみますと、平成23年から24年については約3%落ち込んでいます。今年度におきましても、2月末の見込みで約3%程度落ち込んでおりまして、新年度の予算につきましては約2%の減ということで使用料は計上させていただいております。少し民間のベースアップ等もあるようですので、多少動きが出れば御利用いただけるかなという期待も込めて3%までの減ではなく2%程度減の見込み。将来的な利用からしましたら、まず1点は駅の南口にほかに駐車場がないと。民間のそういった動きというものも見受けられませので、当分の間は市営駐車場として存続していく必要があるのではと。ただあと利用の増につきましてはまず1つからすれば、新幹線の本数とか、あるいは1番の課題であります、駐車場使用料金の値下げといったそういったことも近い将来には考える必要があると思っております。そういった意味で、料金を下げることによって、新幹線だけではなく美祿線等の利用とかですね、そういった利用増進にも寄与するものと考えておりますので、料金改定については前向きに検討していきたいと考えております。以上です。

杉本保喜委員 岩国錦帯橋空港ですね、あそこは駐車料が無料なんだそうです。あそこが年末年始、それから夏。非常に利用者が多い。近くの空港の人たちもその長時間停める分については、そちらに来て飛行機を大いに利

用するという現象があるということを見たときに、厚狭駅の利用者が非常に少ないというその1つのプラスに転化する意味でも、思い切って逆に長期に使うものについては割引をするというメリットをつけていってですね、そして利用者をふやすという工作も一つの手ではないかと思えます。今それが翻ってというのならば駐車場の利用者がふえると。なおかつ新幹線を利用するものもふえるというような策を早く講じないと今回あそこに南側の開発を今やろうとしています。そうすると必然的にあの近傍の地主たちが駐車場をひよっとしたら別につくるかもしれない。そうしたときに慌てて安くしても遅いだろうと思うんですね。だから、駐車場経営という立場から、その辺も考えてもう少し今言われるようにももっとも前向きに対処して収益を上げる方法もあると思うので、一つ考えていただきたいと思えます。以上です。

中島好人委員 委託業者がセコム宇部になっておりますけれども、その辺の当市での委託業者というふうには考えられなかったのか。その辺についてちょっとお尋ねしたい。

高橋都市計画課長 緊急出動の際にはセコムが出動しておりますが、うちとの委託契約者は市内業者の有限会社サンネットという有限会社がござります。そちらのほうと契約を結んでおります。以上です。

中島好人委員 もう一つは、障害者の駐車場スペースが5区画ありますけれども、遠いんですね。あの端からエレベーターがあるところまで随分ありますけれども、その辺のところの改善策とか、障害者利用に関わっての駐車場の問題については何か考えておられますか。

高橋都市計画課長 駐車場とすれば駅舎との位置関係がござりますので、特に現在の状況から場所を新たに設けるといのは困難な状況です。ただ駅までは屋根がついておりますし、歩道等のバリアフリー化もされておりますので、車椅子で駐車場から移動される距離を除けば我慢していただ



かなければしょうがないかなと。ただ乗り降りにつきましては、駅舎の前に一昨年、乗降用の身障者スペースを設置いたしました。そういったことで、障害者の方が自らが運転されてくる場合には現在の駐車場にお停めいただくことでお許しいただきたい。また新幹線をお使いになる方々にとっては、駅のほうの駐車場、高架下のほうにも用意をしておるようですので、そのあたりは市の駐車場、あるいは民間の駐車場、JRの駐車場といった使い分け等をお願いしたいと考えております。以上です。

尾山信義議長 以前に、去年の初めかおととしかくらいに市長のところにJRのほうからお話に来られて、新幹線厚狭駅の利用客がふえれば、美祢線の方の赤字等そういうものについても相殺ができると。今逆に小野田線についてもワースト1くらいになるこの状況の中で、もっと思い切った感覚で今の厚狭駅の利用料をただにするとかですね、私らでも小郡の400円くらいのところに持っていて、わざわざ乗らないですよ。そんな感覚で何か改革をしない限りこの厚狭駅の利用者がふえるということはないんじゃないですか。それが強いては美祢線や小野田線ずっと影響を及ぼしてくるんじゃないかと思うんですけど、その辺についての市長との協議はされておられますか。その後。

高橋都市計画課長 今回の代表質問のほうには直接上がってきておりませんが、聞き取り調査の中で厚狭駅の駐車場料金の使用料が安くならないかというような御意見もお伺いしたところです。それにつきましても、市長と一緒に協議をしたところですが、まず原課としても料金改定は必要であるという認識はしております。その時点をいつやるのかというそちらの議論になるのであろうと思っております。今30年度までの償還金がございますので、直ちに例えば400円にする、500円にするという手だては少し今後の健全な現在駐車場会計をあやうくするものであるというふうに理解しておりますので、直ちに大幅値下げということはいたしかねます。とは言いましても、現在の単年度の黒字、それから積

み増しております金額につきましても、だんだん膨らんできておるところですが。1点ほど、まず駅前の駐車場を無料にするということは少し乱暴なのかなというふうに考えております。先ほど岩国空港、宇部空港もそうですが、無料でお停めになっておって、宇部空港につきましてもなかなか駐車場が見つからないくらいの量が入っております。厚狭の駅前に未舗装部分を含めると約1万平方メートルの更地があります。舗装部分、未舗装部分含めてですね。その1万平方メートルを無料に開放した場合に駅の正面でこういった安全確保ができるか、あるいは町なかでのそういったいろいろな状況等も考えますと、無料というのは少し乱暴な考え方だというふうに原課では思っております。そうした中で、料金をいただくということになれば当然機械の機器というものの更新が必要になってまいります。そういったものをうけまして、償還金あるいは新たに機器を更新する際の積立金等を考えながら、適切に料金改定を進めていきたいというふうに思っております。以上です。

服部産業建設部長　ちょっと補足ですが、市長からは値下げについて研究なさいと。できれば在任中に値下げを実行するようという指示は受けております。

長谷川知司委員　今値下げという話があるんですけども、私は全くそれに反対なんです。なぜかというところでも駅から近いところは高く、離れたら安いと。もしあそこを安くしたら民間の人があの駅南の土地を駐車場として使おうとしても使えんわけですね。駐車場としては。だからある程度今あるところが高ければ、安い駐車場を整備してつくろうという土地利用がはかれるわけなんです。だから、今の値段で私はいいと思うんですね。そして皆には駐車場をということでの土地利用も検討していただくことが必要ではないかなと思っております。それともう一つ検討してもらいたいのは、中央ロータリーの中にある無料の駐車場がありますね。送迎用の。あれを不正に使われている人がいるんじゃないかと思うんですね。あちらのほうをきちんとゲート等をつけて、料金をとるような形はできないかと。そうすることによって駐車場もきちん

と利用されるんじゃないかと思うんですが。そういう検討もお願いしたいと思います。

松尾数則委員長 それは要望でいいですね。はい高橋課長。

高橋都市計画課長 貴重な御意見ありがとうございます。ロータリーのところにつきましては30分は無料だという看板を上げて開放しておるところですが、御指摘のとおり以前から何台かおまして、そういってお停めになる方々の調査をいたしまして、指導も行ってきた経緯もございます。後は、料金を取るという考えの中で例えば、よくパーキングがありますけれど、こういう通常のパーキング1台1台のパーキングというので、コインパーキングという形ですね。30分無料でそれを超えると羽が出て車が出られなくなるという、そういったものを想定しておるんですが、そういったリース料だけでもかなりの費用がかかります。数十万円でしたか、かなりの料金が発生するようですので、原始的な作業になろうかと思っておりますが、不法にお停めになっている方々の調査を継続的に進めていって指導して有料駐車場のほうへ移動していただくということに務めたいと思っております。以上です。

杉本保喜委員 使用率を見ると184台停められる中で、常時80台くらい。ということは半分以下ですよね。ということはやはり料金改定が必要ではないですかね。ある程度安くして、私が先ほど提案したとおり、長期のものは安くして、長く停まって金をもらおうというような算段をやっぱりすることによって、厚狭駅の魅力化という一つのつなぎにもなっていくと思うんですよね。だからその辺のところは、検討すべきだと思うんですけど、いかがですかね。

高橋都市計画課長 先ほど少し料金のことをお話しましたが、24時間を超えますと、次は1,200円と高くなっていく。これはいかななものかと原課でも考えております。あと1週間通すとかなりの料金が発生しますので、現在パスカードを8,000円で販売しております。長くなる方

にはパスカードをお勧めしたり、あるいは3,000円、5,000円のプリペイドカードを御用意しておりまして、それは1割のプラスがつく。3,000円で3,300円。5,000円で5,500円という1割の利用が可能ですので、そういったことをお勧めするといったことで現在は対応しておりますが、委員おっしゃいますように、先ほども部長も申しあげましたように、検討を進めてまいります。以上です。

大井淳一郎委員 一応市長の在任中という言葉もあったようですね、償還の30年を待たずに料金を改定する。無料は無理としてもですね、その辺は可能ということで、確認ですがよろしいでしょうか。

高橋都市計画課長 可能な料金に改定するというふうに御理解いただければと思います。以上です。

松尾数則委員長 ちょっと確認したいんですが、この184台というのは、広げられましたよね。あそこを含めて184台という意味ですか。高橋課長。

高橋都市計画課長 舗装した部分が184台であります。以上です。

松尾数則委員長 拡張した部分ほとんど停まってないよね。はい杉本委員。

杉本保喜委員 民間の駐車場経営でいけばですね、半分以下でずっと継続するというのは、明らかに赤字なんですね。そう考えたときにその辺は今言われたように、前向きに対応する必要があるんじゃないかというふうに思われるんですよね。これが官だから半分で、別にそれで多少収益上がっているからということで納得することになるんですけど。それから定期券にしても8,000円が7名と。決して多くはないということなんですよね。だからそこにやはり一つ大きな工夫があるんじゃないかというふうに私は思うんですけど、いかがですかね。

高橋都市計画課長 パスカードにつきましては、当初の見込みで10人程度見込んだ形でスタートしております。そういった面から考えれば、まずまずかなと。御利用される方々を見ますと、7名の中で下関の方、美祢の方、宇部の方。半数以上が市外の方ですので、そういった面では地理的なお仕事で多分使われているでしょうが、お仕事の方面とかあるいは御自宅からの厚狭駅のアクセスとかそういったものを考えると、パスカードについてはまずまずなのかなと。ただ本当に長谷川委員も言われましたが、民間の設備の導入ということは、本来では好ましいことであろうと考えるところですが、まずは稼働率が50%を切っている状況でありながら、単年度で健全な経営がされているということで、市といたしましてはありがたいお話だということで考えておりますが。くどいようですが、改定につきましては適正な時期に適正な価格で対応してまいりたいと思います。以上です。

松尾数則委員長 以上でよろしいでしょうか。はい長谷川委員。

長谷川知司委員 できるかどうかわかりませんが、厚狭駅使ってよそに行って帰ってくる1週間あれば、1週間までは2,000円ですよとか、入ったときにそういう先払いでできるかどうか。半月であれば3,000円までですよということができれば、パスカードを買うよりも安易に利用できますよね。そういうような検討はできますか。

高橋都市計画課長 そういう状況が発生しましたら条例改正を上程したいと考えております。以上です。

松尾数則委員長 質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければこれで質疑を打ち切りたいと思います。それでは討論、採決に入ります。討論のある方はいらっしゃいますか。はい中島委員。

中島好人委員 将来料金改定を考えるからいいというものではありません。こ

これは前から高いという指摘もあるわけで、近辺もこうした高い料金というのはありませんので、ただちに引き下げるべきだと。いわばこの予算がそういう予算になっていないという点で私は反対というふうにいたしたいと思います。

松尾数則委員長 ほかにどなたか討論ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ採決のほうに入ります。議案第17号平成26年度山陽小野田市駐車場事業特別会計予算について賛成される委員の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

松尾数則委員長 賛成多数であります。議案第17号は原案どおり可決することに決しました。どうもありがとうございました。

---

午後1時55分休憩

---

---

午後2時12分再開

---

松尾数則委員長 それでは委員会を再開いたします。議案第22号平成26年度山陽小野田市下水道事業特別会計予算について審査を行います。まず、執行部のほうからの説明をお願いします。はい谷岡課長。

谷岡下水道課長 それでは、議案第22号平成26年度山陽小野田市下水道事業特別会計予算について御説明いたします。平成26年度下水道事業特別会計は、歳入歳出総額それぞれ29億4,158万7,000円を計上いたしております。それでは、歳出の主なものについて御説明いたします。18ページ、19ページをお開きください。1款下水道事業費1項下水道事業費1目下水道事業一般管理費の予算額は4,541万3,000円です。13節委託料215万3,000円は、シルバー人材セ

ンターに下水道使用料の集金業務を委託しておりますので、それに係る費用で2名の方に集金をお願いしております。19節負担金、補助及び交付金の主なものは、まず水洗便所改造資金利子補給金ですが、これにつきましては公共下水道の供用開始区域内で供用開始後3年以内に宅内排水設備工事をしていただければ、融資斡旋制度がありますが、これに係る水洗便所改造資金利子補給金でございます。これが36万6,000円。約10件分を計上いたしております。使用料賦課徴収負担金1,944万円につきましては、下水道使用料と水道料金の徴収一元化に係る経費でございます。下水道使用料を水道局で徴収していただいておりますので、それに係る経費として負担金を計上いたしております。これは後ほどまた審議していただきますが、農業集落排水事業も一緒でございます。あわせて2,052万円という金額になります。続きまして、20ページ、21ページをごらんください。2目施設管理費の予算額は、2億7,602万円でございます。11節需用費光熱水費4,210万2,000円の主なものは、小野田と山陽の水処理センター2カ所、高千帆、竜王、厚狭の中継ポンプ場3カ所及び若沖雨水排水ポンプ場等の電気料金及び水道料金でございます。修繕料1,630万6,000円は、2カ所の水処理センターと雨水排水ポンプ場の機器が老朽化しておりますので、その修繕費として計上いたしております。来年度につきましては小野田水処理センターのNO.1水中攪拌機及び凝集剤攪拌混和槽の修繕、山陽水処理センターにつきましては、NO.3主ポンプ及び圧力タンク配管修繕、若沖雨水排水ポンプ場の高圧ケーブルの修繕、そのほか市内のマンホールポンプ施設、グラインダーポンプ等の修繕に必要な経費として計上させていただきます。13節委託料ですが、処理場、ポンプ場等維持管理委託料のうち主なものは、小野田水処理センターと山陽水処理センターの2つの施設に係る維持管理委託料でございます。小野田水処理センターは、株式会社日本管財環境サービス九州支店。それから山陽水処理センターにつきましては、フジ総業株式会社にそれぞれ管理を委託しております。委託金額につきましては、小野田水処理センターは、1億969万1,400円。山陽については

4, 369万6, 200円でございます。合計で1億5, 338万7, 600円となります。また、汚泥運搬、処分業務の委託料は、水処理センター2施設分で4, 661万2, 800円を計上しております。この内訳でございますが、小野田水処理センターは、3, 598万5, 600円、山陽水処理センターは、1, 062万7, 200円でございます。汚泥につきましては宇部興産へ搬出してございまして、セメント原料としてリサイクルしていただいております。運搬につきましては、小野田水処理センターは小野田通運、山陽水処理センターはフジ総業が運搬をいただいております。管渠維持管理委託料の主なものは、これまでの供用開始区域の下水道台帳を整備するための下水道台帳整備業務委託料200万円及び雨水枘、スクリーンなどの維持管理委託料50万円等を計上しております。22ページ、23ページをごらんください。14節使用料及び賃借料の主なものは公用車が本庁に2台、水処理センターに1台、合計3台でございますが、これのリース料金でございまして79万3, 000円を計上いたしております。15節工事請負費100万円につきましては、西の浜遊水池に係るものでございまして、西の浜遊水池は近隣に保育所や民家がありますので、悪臭の原因となる汚泥がたまると周辺の環境が悪くなるということがございまして快適な生活環境の保全を維持するため定期的な浚渫工事を予定しております。3目水質管理費の予算額は、956万2, 000円でございます。13節委託料64万7, 000円の内訳は、2カ所の水処理センターのジオキサンに係る水質試験費21万6, 000円及び産業廃棄物分析業務に係る経費で43万920円を計上しております。24ページ、25ページをごらんください。4目下水道建設費の予算額は、8億9, 369万3, 000円です。13節委託料1億610万4, 000円の内訳ですが、調査設計委託料7, 800万円のうち、補助一般債分が6, 500万円と単独一般債分が1, 300万円でございます。小野田地区、埴生地区などの調査設計及び小野田水処理センターの長寿命化計画に基づく更新工事の詳細設計に係る経費を見込んでおります。図書作成業務委託料410万4, 000円、計画策定委託料2, 400万円。この2つの内訳でございますが、計画



策定委託料 2, 400 万円は山陽小野田市公共下水道事業計画策定業務 1, 400 万円と高千帆地区浸水対策事業計画策定業務 1, 000 万円でございます。現在の事業認可期間は平成 26 年度、来年度までの認可を取っておりまして、これで認可が切れますので、平成 25 年度より検討を進めております。平成 26 年度中に認可区域を拡大して新たな事業認可の承認を受ける予定でございます。また、高千帆地区浸水対策につきましても平成 25 年度に検討を始めたところございまして、その結果を受けまして新たな事業計画を立て、事業を推進したいと考えておるところございまして、それぞれに係る経費を計上させていただいております。また、図書作成業務委託 410 万 4, 000 円につきましては公共下水道事業計画策定業務の変更認可に必要な図書を作成する経費です。14 節使用料及び賃借料 372 万 8, 000 円のうち主なものは、下水道工事費の積算システム及び数量計算システムのリース料等でございます。15 節工事請負費 6 億 6, 800 万円のうち、汚水管整備工事は、高千帆 3 号汚水幹線管敷設工事、厚狭西第 3 汚水枝線管敷設工事、埴生第 3 汚水幹線管敷設工事等々を計画しております。舗装復旧工事及び公共汚水柵設置工事も含めまして、補助一般債分が 6 億 200 万円、単独一般債分が 6, 600 万円を見込んでおります。26 ページ、27 ページをお開きください。19 節負担金、補助及び交付金 28 万 2, 000 円は職員の研修負担金でございます。22 節補償、補填及び賠償金 3, 000 万円につきましては、下水道工事に伴う水道管及びガス管の移設補償費用を見込んでおります。2 款公債費 1 項公債費 1 目元金 23 節償還金、利子及び割引料は、12 億 9, 699 万円で地方債元金の償還費用を計上しております。2 目利子 23 節償還金、利子及び割引料は、地方債利子償還金 4 億 1, 890 万 9, 000 円及び一時借入金利子償還金 50 万円を見込んでおります。3 款予備費については、50 万円の計上でございます。続きまして、歳入について御説明いたします。12 ページ、13 ページをごらんください。1 款分担金及び負担金 1 項負担金 1 目下水道負担金は、受益者負担金でございますが、2, 229 万 2, 000 円を計上しております。内訳は、1 節現年度分負担金は収納率が

92%を見込み、2,202万4,000円。2節過年度分負担金は収納率が10%で26万8,000円を見込んでおります。2款使用料及び手数料1項使用料1目下水道使用料は、5億7,445万9,000円を計上しております。内訳は、1節現年度分使用料は収納率が98.6%で5億6,481万1,000円を見込み、2節過年度分使用料は収納率16%で964万8,000円を見込んでおります。2目財産使用料1節財産使用料33万4,000円は、下水道用地内の電柱等の占用料です。2項手数料1目総務手数料1節総務手数料の7万円は、督促手数料です。3款国庫支出金1項国庫補助金1目下水道事業費国庫補助金1節下水道事業費国庫補助金は、一般分が3億5,300万円でございます。14ページ、15ページに移ります。4款繰入金1項一般会計繰入金1目下水道事業費繰入金1節下水道事業費繰入金は、10億212万円でございます。内訳は、下水道事業費繰入金8億9,301万9,000円、下水道建設費繰入金1億910万1,000円を計上しております。5款繰越金1項繰越金1目繰越金1節繰越金につきましては、前年度からの繰越金で100万円を計上しております。6款諸収入1項延滞金、加算金及び過料1目延滞金1節延滞金は、下水道負担金及び下水道使用料の延滞金1,000円を計上しております。2項市預金利子1目市預金利子1節預金利子は、1,000円の計上です。3項雑入1節雑入は、101万円、主なものは放流水売払金でございます。16ページ、17ページに移ります。7款市債1項市債1目下水道建設事業債1節下水道建設事業債4億2,100万円の内訳は一般債補助分3億1,810万円、一般債単独分9,120万円、特別措置分1,170万円を計上しております。2目資本費平準化債1節資本費平準化債は5億6,630万円です。以上でございます。御審議のほどよろしく願いたします。

松尾数則委員長 以上で執行部の説明が終わりました。委員の質疑を受けませんが、歳出、歳入に分けてしますので、まず、歳出のほうから質疑を受けたいと思います。1目下水道事業管理費から予算書18、19ページか

らです。はい中島委員。

中島好人委員 19ページの最後のところで一元化に伴う経費という説明がありましたけれども、これはこのたびだけなのか。これからさきずっとなのか。その辺はどうですか。

谷岡下水道課長 この一元化に係る経費は今後ずっとお支払いするというところでございまして、一元化後、当初農集とあわせて2,000万円ということで計上させていただいておりましたが、消費税が上がるということで消費税分アップ分を見込んで若干ふやしております。農集とあわせて2,052万円ということで計上させていただいておりまして、今後継続して水道局に負担金としてお支払いしてまいります。以上です。

松尾数則委員長 では1目のほうはよろしいですか。次、2目施設管理費について、何かありますか。はい中島委員。

中島好人委員 工事請負費で西の浜遊水池に100万円計上してあるが、100万円で全部が終了するのか、それとも一部のものなのか、その辺の工事内容についてお尋ねしたい。

谷岡下水道課長 実は今年度は50万円計上させていただいておりまして、遊水池は水がございまして、水面より上に泥が出ていると腐敗して臭いの元となるので、水面より下に下げたいということで全部は取りきれませんが、上に出てくる部分を取って行って、私どもとしては毎年継続して少しずつたまれば取る、たまれば取るということを繰り返して行って環境維持に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

中島好人委員 あれを抜本的にやりかえるのは難しいものですか。

谷岡下水道課長 抜本的にというか、以前にやって相当量取りました。取っても結局、何年かに1回やりかえるか、少しずつするかということでございまして、一遍にやれば何年間はそのままでもちますし、毎年続けてやっているほうが効果があるのかなと思っております。ついでに申しわけないですが、皆様方のお手元にお配りしている資料について説明をさせていただいてもよろしいでしょうか。（「お願いします」と呼ぶ者あり）

皆様のお手元にあります資料1枚めくっていただきまして、2枚目の公共下水道事業整備状況ということで、お示ししているところがございまして、右側が25年度予定で、左側が26年度整備予定ということで上げさせていただいております。その後ろに位置図もつけております。先ほど小野田と埴生というような感じで大きく御説明いたしましたが、お手元の資料に赤く印がしてあるところが来年度事業を計画しているところでございます。旧小野田地区におきましては管渠の延長で2,620メートル、面積としては9.9ヘクタール。山陽地区については、760メートル、面積にして1.96ヘクタール。あわせて3,380メートル、面積で11.86ヘクタールを整備したいと考えております。普及率でございますが、平成24年度末で、50.9%でありました普及率が今年度末には51.9%ということで、目標の大体1%を達成できようかと思っておりますが、来年度につきましては一番下でございますように普及率52.2%くらいではなかろうかと思っております。これにつきましては、位置図のほうで1枚目が工事予定箇所図小野田処理区2分の1でございますが、小野田の南部地区を工事するのですが、この南部地区につきましては地形が西部石油側、海側のほうが低いものですから、自然流下の勾配で海側のほうに持って行ってポンプで汲み上げて戻ってくる計画にしておりますので、現在やっている工事は先行投資というやり方で下流側のポンプ設備が整ってしまわないと実際には下水道の供用開始ができないということでございますので、当面先行投資はするけど、普及率は上がってこないというのが一つございます。それから位置図でいきまして、4枚目の埴生地区でございますが、埴生地区につきましても前場川をポンプアップして渡るようにしてございまして、この地区につい

でもこれができないと普及率としては上がってこないということで、来年度においても普及率は若干落ちますけれども、長い目で見ると年1%の普及率アップを何とか維持できているのではないかと考えております。今お示ししている小野田で言えば南部と高千帆区域、山陽で言えば厚狭区域と埴生区域が整備をずっとしてきておるところですけれども、整備率でいくと面積ほぼ70%を超えておりますので、先ほど説明させていただいたように見直しをして認可区域を若干拡大させていただいて新たな事業認可を取得したいというふうに考えております。以上です。

松尾数則委員長　どなたか委員の方の質疑はありますか。なければ3目に移りたいと思います。はい中島委員。

中島好人委員　分析委託料はどこに委託するんですか。

谷岡下水道課長　これにつきましては、市の施設ではできませんので、民間のほうへお願いしております。太平洋コンサルタントさん、もしくは香川学園さんのほうへお願いするようになろうかと思います。

中島好人委員　補足説明がありましたけれども、調査設計の中で認可区域の拡大ということがありましたが、認可区域はどこ地域を考えておられるのか。

谷岡下水道課長　認可につきましては、実は平成20年度に市の全体計画を見直しましてその当時新たな認可をとりまして26年度までの認可を取得したところでございますが、その当時かなり広い認可区域でございまして、下水道の認可区域内は合併浄化槽をしようと思われても補助が出ません。下水道の認可が広くて下水道の認可に入っているけど、下水道が来ないというところは認可をそのまま残しておくのと浄化槽の補助が出ないということでかなり不公平になりますので、前回見直しをかけたときには認可区域をかなり落とす方向でやりました。ですから、前回の認可

で落ちたところはかなりありますので、それは今回復活するべきかなあという考えが一つございます。それとは別に市内でいきますと高千帆区域が大体終わりましたので、今度は延びていくのは東で行けば石井手方面、西で行けば郷のほうとかいうような形で、イメージとしてあくまでも下水道はつながっていないと意味がないので、飛んでポンと遠くへ行くわけにはいきませんので、今の認可区域内から手を広げていって向こう6年程度で事業ができそうな、いわゆる手が届きそうなところを認可区域にしていきたいというふうに考えております。

中島好人委員 下水道か、合併浄化槽の料金的にはどうですか。

谷岡下水道課長 維持管理費ということでなら、現時点では合併浄化槽のほうが若干高いかなあという気がしております。建設費という意味で言えば全体計画というのは下水道事業と当然浄化槽との比較はしております、下水道事業で整備したほうが有利だということを下水道事業の全体区域として定めておりますので、この中で事業認可を取って実施している状況でまだまだ普及率が低いものですから、できる限り普及率アップを未普及解消のためにしたいというふうに思っておりますけれども、現在年1%程度伸ばしていくのがやっとでございます。

大井淳一郎委員 認可区域は来年度までということで、それ以降は来年度見直していくんですけども、実際26年度までの認可区域をやった中でどれくらい達成できたのか、その点についてお答えください。

谷岡下水道課長 先ほど数字として具体的にお示しできなかったんですけども、基本的に私どもが思っている数字というのは面積で72%、73%できております。ただ、普及率と面積というのはマッチしませんので、大体人口が集中してたくさんいらっしゃるところには、大体整備が終わってきまして、幹線ルート of 整備が大体ほぼ終わってきまして、新たな幹線ルートの整備ということで認可の拡大をやっていきたいと考え

ております。認可の次なる取得するのも整備率70%くらいを達していないと認可を拡大させていただけませんので、そういう意味では70%を超えておりますので、その条件はクリアーしていることとございます。

大井淳一郎委員 認可の見直しを来年度されるわけですがけれども、その際に達成できなかった区域に力を入れていくのか、それとも新たに基準を見直して事情が変わって住宅が密集したところに力を入れていくのか、そのあたりの方針についてお答えいただければと思います。

谷岡下水道課長 基本的には認可をとれば、認可区域内は認可期間中に整備をしたいということではいきます。ですから、できる限り努力をしてどんどんやっていきたいと思っておりますが、ただ、やはり事業の投資効果というのも必要になろうかと思っておりますので、その辺はバランス感覚と言いますか、バランスを持った計画を立てて実施していきたいと考えております。

大井淳一郎委員 確認ですが、26年度までということと認可区域でできなかったところのはのけるとかではなくて、できる限りそこは実施していくということとよろしいでしょうか。

谷岡下水道課長 おっしゃるとおりで、現在の認可区域内で残っているところについては私どもとしてはできる限りやっていきたいと思っておりますけれども、基本的に全部できるというのはなかなか難しいので、基本的には御協力いただけて投資効果も上がる場所を選びつつやっていって最終的には残らないように全部埋めていきたいというふうに思っております。

中島好人委員 先ほどは計画策定委託料のところと高千帆地区の計画は具体的にはどのようなになるんですか。

谷岡下水道課長 高千帆浸水対策については今年度事業に着手したところでございます。皆さん御存知のように雨が降ると駅前からこのかいわいは浸水するというのでこの浸水防除ということで下水道サイドで何らかの事業を展開していきたいということで立ち上げました。現在、御承知のように高千帆区域内にはポンプ場が横土手と下木屋にございます。それぞれ横土手のほうは農業サイドでのポンプ場でございますので、向こうは農地を守るための施設ですので、農地がこれ以上ふえることがないので農地を守る施設だけをふやすのは当然不可能ですから、今までのどちらかという農業サイドで整備していたところを都市サイドで整備していくことでの取り組みの中で下水道課が浸水対策事業というのがございますので、取り組んでいくということで、検討を始めてまいりました。現在検討中でございますが、中間点で言えば水路、河川の断面不足というのがございます。それとポンプ場の能力も若干足りないということでこれの解消を図っていく必要があるかなというふうにはおぼろげながら見えておりますが、まだ具体的にきちんとした数字ができあがっておりませんので、もう少しお時間をいただければはっきりした方向が見えてきましたら、また御報告させていただこうと思っております。

松尾数則委員長 それでは4目下水道建設費についてありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）歳入のほうに入ります。はい中島委員。

中島好人委員 1目の負担金ですけれども、料金としてどれくらいになりますか。個人でいくらくらい払うようになるんですか。

谷岡下水道課長 この負担金のシステムはいわゆる建設費の一部を御負担いただくということで建設費を面積で割って負担金額を決めております。今山陽地区では1平米当たり300円。小野田地区は260円です。昔の小野田の古いところについては192円ございましたけれども、今は260円ということで一律でいっております。ですからそれに面積を掛けていただければ普通の家庭で70坪くらいであれば6万円くらいの負担



金をお支払いいただく。これは年4回、5年で20期払いということでお願ひしております。

中島好人委員 これが高いということで事業にかかるのをためらっているという世帯はありますでしょうか。

谷岡下水道課長 この受益者負担金は今おっしゃっていることとは若干違ひまして、負担金は下水道の管が下水道の本管、枝管を含めて下水道の管が通ってそれぞれの家庭に汚水枳というのをつけて下水道が使える状態になればいやおうなく賦課がかかります。ですから御本人が望まれなくても一過性ですが、負担金は徴収させていただきます。ただし、今度はそれに下水道を御自分の家庭に下水道をつなぐという排水設備をされると個人の御負担が要りまして、それぞれ現在ですと60万円から80万円。便器等いろいろありますので……。大体60万円から80万円の個人の御負担で排水設備工事をしていただくこととなります。これが若干高くつきますので、これについて躊躇される方も中にはいらっしゃいます。

中島好人委員 下水道料金ですが、補正でありました県下で2番目に高い下水道料金の設定の予算ですね。

谷岡下水道課長 おっしゃるとおりでございます。消費税分も見込んでおります。

大井淳一郎委員 14、15ページのところでございます。下水道事業費繰入金ですが、事業費の繰入金ということで、事業費と建設費に分かれています。繰り入れには病院にもあるんですが、法定繰り入れとか法定外繰り入れとかあるんですが、私初めてで恐縮ですが、これは法定内か法定外か。法定内であれば内訳についてお答えいただければと思います。

谷岡下水道課長 下水道についてはよく言われるのは雨水は公費、汚水は私費

という言われ方をされます。なぜかと言うと雨水関連は結局公で面倒を見なさいということですから一般会計から繰り入れてもいいですよ。汚水については私費ですから、基本的には維持管理その他に係るものについては使用料と受益者負担金等で賄いなさいということでございまして、それぞれ項目ごとに繰入金としていい悪いという区別がございまして、基本的には私どもの予算の中では全部法定内で繰り入れている雨水に係るものということで繰り入れをしております。汚水に係る維持管理費については以前にも料金改定のときにお願ひしましたけれども全部自分で賄えるように一般会計から繰り入れていただいている分で基準外になっているものはありません。汚水処理に係るものでも通常の汚水処理は項目ごとに細かく分かれておりまして、山陽のほうで高度処理というのをしております、これは繰り入れてもよいということで、なかなか説明するのが難しいところではありますけれども、基本的には雨水、汚水という捉え方で基準内外に分かれております。

大井淳一郎委員 委員会資料の歳入の繰入金10億円くらいありますね。これが下水道事業費と建設費が入っていて、そのうちの事業費の繰入金があると。これがほぼ雨水の関係でみているということで、法定繰り入れという位置づけでよろしいでしょうか。

谷岡下水道課長 全部雨水というわけではございませんので、説明が下手で申しわけなかったんですが、基本的には建設に係るものには国からの補助金がきますので、その補助金と残りは借金でございましてから借金をする起債を借りるということでの足りない部分について一般会計から繰り入れていただいているということでございまして、汚水に係るものでも繰り入れが当たっているものもありまして、通常の建設で言えばほとんど当たっていないんですが、下水道の水質管理とか高度処理とかいうものについては、汚水でも繰り入れしていいことになっていまして、ここに上がっている繰入金につきましては、基準内とか外とかではなくて当該年度の事業を実施するにあたって国費、起債等で足りない部分について

は一般会計からの繰り入れをしていただいておりますということの金額でございます。このうち基準内か基準外かと言えば全てが基準内のもので繰り入れをしていただいている状況でございます。

大井淳一郎委員 経費回収率で足りない分というか、賄えない分を一般会計で繰り入れをしていると思いますが、使用料について足りないということこの予算内ではどれくらいの額がそれに当たるのかお答えください。

谷岡下水道課長 料金改定をさせていただいたときに金額で言うと約4,000万円が足りていなくてこの4,000万円くらいを向こう4年くらいで賄うための料金改定をさせていただいております。基本的にはそのくらいの数字とっております。約4,000万円を繰り入れさせていただいております。

松尾数則委員長 確認を取りたいんですが、先ほど大井委員のお話にありました繰入金について10億は雨水も含めて繰入金になっていますか。はい谷岡課長。

谷岡下水道課長 基本的には雨水も含めて過去分の起債の返還のためのお金ということになっています。ですから当該年度の事業で足りない部分と以前から申し上げていますように下水道は元金で200億の負債がございますので、それを返していくためのお金ということで繰り入れをしていただいております。

松尾数則委員長 質疑ありますか。それでは、以上で質疑を打ち切ります。討論、採決に入ります。討論はございますか。はい中島委員。

中島好人委員 補正予算で下水道料金が県下で2番目に高い料金ということで、そういう料金を市民に押しつけている内容について私は反対といたします。

松尾数則委員長 ほかに討論のある方はいらっしゃいませんか。（「なし」と呼ぶ者あり） それでは採決に入ります。議案第22号平成26年度山陽小野田市下水道事業特別会計予算について、賛成される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

松尾数則委員長 賛成多数でございます。議案第22号は原案どおり可決すべきものと決しました。それでは引き続きまして議案第23号平成26年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計予算について、審査をいたします。執行部の説明を求めます。はい谷岡課長。

谷岡下水道課長 それでは、議案23号平成26年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計予算についてであります。平成26年度農業集落排水事業特別会計は、歳入歳出総額それぞれ8,451万9,000円を計上いたしております。それでは、歳出の主なものについて説明いたします。14ページ、15ページをお開きください。1款農業集落排水事業費1項農業集落排水事業費1目農業集落排水事業一般管理費の予算額は1,948万8,000円でございます。11節需用費、光熱水費555万3,000円は、小野田西地区、仁保の上地区、福田地区の処理施設の電気料及び水道料金でございます。修繕料160万円は小野田西地区の農業集落排水施設に係る修繕費及び公共污水枡等の修繕費を計上しております。12節役務費、通信運搬費70万9,000円は、処理場及びマンホールポンプ場に係る電話料金を計上しております。13節委託料、処理施設維持管理委託料925万4,000円は、小野田西地区、仁保の上地区及び福田地区の農業集落排水処理施設の維持管理に係るものです。19節負担金、補助及び交付金、使用料賦課徴収負担金108万円は、先ほど下水道のときにも出ましたが、料金徴収一元化に係る経費で水道局に支払う負担金を計上いたしております。27節公課費52万3,

000円は、消費税及び地方消費税でございます。2款公債費1項公債費1目元金23節償還金、利子及び割引料4,774万2,000円につきましては、地方債元金償還金を計上しております。2目利子23節償還金、利子及び割引料1,723万5,000円は、地方債利子償還金を見込んでおります。16ページ、17ページをお開きください。3款予備費1項予備費1目予備費は5万円を計上しております。続きまして、歳入について御説明いたします。10ページ、11ページをお開きください。1款使用料及び手数料1項使用料1目農業集落排水使用料は、2,502万4,000円を計上しております。内訳につきましては、1節現年度分使用料は収納率98.6%を見込み、2,473万6,000円を計上しております。2節過年度分は収納率18%を見込み28万8,000円を計上しております。2項手数料1目総務手数料1節総務手数料1,000円は、督促手数料でございます。2款繰入金1項一般会計繰入金1目一般会計繰入金1節一般会計繰入金は5,938万8,000円を見込んでおります。3款繰越金1項繰越金1目繰越金1節繰越金は、前年度繰越金で10万円を計上しております。4款諸収入1項延滞金、加算金及び過料1目延滞金1節延滞金は1,000円を計上しております。12ページ、13ページをお開きください。2項市預金利子1目市預金利子1節預金利子は1,000円を計上しております。以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

松尾数則委員長 執行部の説明が終わりました。委員の方の質疑を受けます。ここは項目も少ないし歳出、歳入を一緒に受けたいと思っております。はい中島委員。

中島好人委員 使用料ですが、先ほどの下水道使用料金とこれとの内容の違いとか、比較についてお願いします。

谷岡下水道課長 使用料につきましては下水も農集も同じでございます。使われた水道量に応じて下水道の使用料もいただいております。

以上です。

河崎平男副委員長 農集の計画は他の地域ではあるんですか。

谷岡下水道課長 御存知のように農業集落排水事業というのは農業サイドの事業でございますので、下水道課のほうで計画を口にするのはいいのか悪いのかよくわかりませんが、全体的には汚水処理構想というものがあって、汚水は100%処理したいという捉え方の中でそれぞれ下水道と浄化槽と農業集落排水の役割分担を定めているところでございまして、現時点では不動寺原のあたりは農業集落排水事業としての計画というのは残っておりますが、実際にはそれを事業展開していくかということになりますとクエスチョンマークがつくと言いますか、なかなか実際には動いていない状況ですので、今後は下水道と合併浄化槽で整備をしていくようになるのではないかと私個人としては思っております。

服部産業建設部長 先般中村議員の質問で今と全く同じような質問で計画はありますけれども、地元の意向を聞きながら今後検討していきますという回答をしております。以上です。

松尾数則委員長 どなたか質疑はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）これで質疑を打ち切りたいと思います。それでは、討論、採決に入りたいと思います。討論のある方はいらっしゃいますか。はい中島委員。

中島好人委員 やはり下水と違ってその地域の強い要望もあって料金は高くてもいいからというような意識もあるかなあという思いもあったんですが、値上げと絡めて県下でも2番目に高い料金をそのまましているという点については反対です。

松尾数則委員長 ほかに討論はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第23号平成26年度

山陽小野田市農業集落排水事業特別会計予算について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

松尾数則委員長 賛成多数でございます。議案第23号は原案どおり可決すべきものと決しました。どうもお疲れさまでした。次に議案第35号山陽小野田市工場設置奨励条例の制定について審査をいたします。まず、執行部からの説明を求めます。はい城戸室長。

城戸企業立地推進室長 企業立地推進室の城戸でございます。よろしくお願いたします。それでは、議案第35号山陽小野田市工場設置奨励条例の制定について御説明いたします。本条例は、市内に工場を設置する者に対し奨励措置を行うことにより、産業の振興及び雇用の促進を図り、もって市勢の発展に資することを目的とするもので、奨励措置として、工場設置奨励金、雇用奨励金、用地取得奨励金、従業員住宅新設奨励金がございます。このたびの全部改正は、この奨励措置のうち、小野田・楠企業団地の用地取得に対する奨励措置である用地取得奨励金を継続する改正と、小野田・楠企業団地以外に用地取得奨励金の対象地域となっている新山野井団地及び東沖ファクトリーパークの2団地について、それぞれ土地活用が決定したことから、用地取得奨励金の対象地域から除外するもので、あわせて条例の条項を整理し、規定を分かりやすくするものであります。まず、用地取得奨励金の継続につきましては、現在、小野田・楠企業団地の分譲を促進するため、市の用地取得奨励金と山口県の産業団地取得補助金、あわせて80パーセント補助という、全国でもトップクラスの補助制度により、積極的な誘致活動を行っているところですが、本年度末をもってこの適用期間が終了いたします。しかしながら、喫緊の課題である小野田・楠企業団地の分譲を促進するためには、最大のセールスポイントである当該奨励金の継続が必要であり、山口県においても、来年度以降、小野田・楠企業団地を始めとする県関与団地

の産業団地取得補助金の継続を進めていることから、引き続き山口県と連携して企業誘致を推進するため、奨励措置を継続するものであります。また、新山野井団地及び東沖ファクトリーパークにつきましては、新山野井団地は完売。東沖ファクトリーパークも残り16ヘクタール全てがメガソーラー用地として土地活用が決定したことから、当該2団地を対象地域から除外するもので、結果、用地取得奨励金の対象地域は、小野田・楠企業団地のうち土地開発公社等が分譲する地域のみとなります。なお、条項の整理につきましては、条例の規定をわかりやすくするため、各奨励措置の要件、交付額、交付時期等について、奨励措置ごとに条項を区分するなど、整理したものであります。説明につきましては以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

松尾数則委員長 以上で執行部の説明が終わりました。委員の方の質疑を受けます。質疑のある方の挙手を求めます。はい大井委員。

大井淳一朗委員 確認ですけれども、企業団地、片や完売、片やメガソーラーということで対象から除外して条項を整備したということで具体的な中身は前の条例と変わらないということによろしいでしょうか。

城戸企業立地推進室長 基本的には先ほど言いました80%補助を継続するというものでほかには変わりございません。

中島好人委員 80%補助をするために基金を積み立てるという形になると思っっているんですけれども、その辺の考え方と今基金としてのどういうふうな取り扱いになっているのかお伺いします。

城戸企業立地推進室長 今の用地取得奨励金につきましては、今、小野田・楠企業団地残り12区画。この全ての分譲価格を合計いたしますと、約34億4,000万円。これに対して40%の補助と、市が40%ということで補助しますと全区画分譲すれば約13億7,700万円の奨励金



が必要になってくると。このたび26年度予算で基金に積み上げるということで予算計上されておりますが、これは1区画分の想定で基金として積み上げるということでございます。

中島好人委員 その1区画というといくらになりますか。

城戸企業立地推進室長 今取得額として区画面積が大きい1万4,000平米くらいの区画を想定しております。奨励金としては1億2,000万円くらいになります。

大井淳一郎委員 条例の運用にけちをつけるつもりではないんですが、よく議論で出るのは完済して後から6カ月経ったらもらうという形だと資金の運用がなかなか厳しいということで最初から引いた額を払えばいいというようなことが一般質問等でも出されたんですが、その点についてこの条例を上程される際にはそのあたりは検討されたのかどうかについてお答えください。

城戸企業立地推進室長 これは基本的に言いますと、土地の値下げをしないのかということにつながってくるかと思いますが、これは当然県と共有で持っている団地でございまして、県の方針としては県有地に関しましては値下げをしないという方針がございまして、あくまでも補助金として対応していくということでございますが、確かに土地だけ売ればいいということであれば値下げというのが非常に有効な方法であろうと考えておりますけれども、この条例の趣旨にもございまして一番はそこで工場を建てていただいて市民を雇用していただいて、例えば今から50年、100年と長い期間、そこで事業活動を継続していただくということが趣旨でございまして、あくまでも要件として土地取得後工場の建設が済んで、それから操業開始した場合に奨励措置として支払うとそういった制度になっているということでございます。

大井淳一郎委員 細かいことになりますが、第6条の3項に市長が必要と認めるときは用地取得奨励金を分割して交付することができるということですが、企業からすれば分割交付されたらたまらないんですが、必要と認めるときというのは現法制執務上どのような場合と今想定されるのかどうなのか。財政難ではちょっとよくないと思いますが・・・。

城戸企業立地推進室長 これは財政課との協議も関わってくる問題でございますが、基本的には1区画単位に分譲であれば単年度で奨励金を支払いたいという意向は持っておりますが、小野田・楠企業団地に関しては県内の他の団地と比較して大区画分譲も可能ということになっております。だから、仮に投資額が例えば200億というような大企業がきた場合には当然市としても単年度で、申しました約14億ですか。それだけの支払う能力は財政的には非常に厳しいということがございますので、そういった場合には分割でということをご想定しております。

中島好人委員 予算概要の中で企業誘致のところで環境整備1,000万円で小野田・楠企業団地光ファイバー設置とありますけれどもこれとの関係は何かありますか。別にないですか。

城戸企業立地推進室長 今の光ファイバーに関しては小野田・楠企業団地の基本的なインフラ整備という意味合いでございます直接この条例とは関係ございません。

杉本保喜委員 全面的にこの条例を改正したということなんですが、基本的には変わらないということですよ。今までここに至っていまだに企業が来ないという原因というものは分析をしておられるんですか。

城戸企業立地推進室長 原因と言いますか。これはやはり相手方との交渉になりますので、これまではどうしても円高等の影響もあって主に海外展開とかそういったことが一番多かったと。これまでも何件も交渉に至ったという経緯がございますが、そういった時期に景気の変動があったりと

かいうことで話が進まなかった事例があります。最近は山口県内等にも企業の誘致件数もふえてきておりますし、市内企業においても設備投資の動き最近非常に旺盛になってきているという状況でございますので、今チャンスかなという感じはもっております。

姫井産業建設部次長兼商工労働観光課長 私も昨年5月人事異動で産業建設部の企業誘致関係に携わらせて企業立地と一緒にさせていただいておりますけれども、私も来て一番思ったのは確かに委員さんがおっしゃられるように何で売れないのかということは思いました。分析も実はしております。いろんなことがあろうかと思うんですが、その中で一つ県のヘリベース以外に1社も立地していないということも大きな要因かと思っております。そのためにまず1社、呼び水と言いますか、とにかく1社立地してどんどんそれによって立地をしていただかないといけないのではないかなと思います。企業誘致ですので、いろいろ交渉というのは正直言っております。結果的にゼロか立地していただくかということになりますので、企業立地というのは非常にシビアでございます。企業立地を成功させると、進めていくという強い思いでいかないと、来年度についてもどんどん展開していくと外に向かって展開していくという気持ちでやっていかないと今後も誘致が進まないのではないかと思っております。企業立地推進室もとにかく一生懸命頑張っておりますし、市長もとにかく企業誘致については頑張っていかなければと考えておられますし、当然内発促進、企業立地とあわせて内発促進もやっていかなければいけないし、本市の経済活性化していかなければいけないということです。ただ、現時点において民間の企業立地がないことは事実でございます。今後とも頑張っていきたいと思っております。

杉本保喜委員 以前に東京に出てプレゼンをやっていますよね。私はその当時のある議員にも言ったんですけれどもアンケート調査をやった。そのアンケート調査の中にこの団地の利点、欠点というものを問うているのかと。何かアクセスが足りないとか、何か大きな原因というか入ってく

る側にしてみれば何か足りないよというものがあると思うんですよね。よそは結構入っている。それに比べてうちは1件もないというのは我々が気づかない何か大きな欠点があるのではないかと常々私は思っています。それをしっかり見つけ出す必要があるのではないかと思います。一生懸命やるのはわかるけれど。やはりそういうところを来る側のほうの立場から目を置きかえて捉えてみる必要があると思います。以上です。

中島好人委員 市長答弁で進出する企業がだめになったということがありましたけれどもそれが事実かどうか。その辺の内容はどうなっていますか。

城戸企業立地推進室長 具体的な企業名等は申し上げられませんが、だめになったということではございません。確か都市計画の関係とか風致地区の関係で市長が答弁されたと思います。折衝自体は継続中でございます。過去にだめになった例としては話が進む過程で先ほど言いましたリーマンショック等があっただめになったとそういう例はございます。

中島好人委員 そんな昔の話ではなくて、ごく最近の話です。私が代表質問の中で残り時間1分のところで小野田・楠企業団地の都市計画の変更が云々でだめになったんですということを言われた。

城戸企業立地推進室長 それはだめになったという結論は出ておりません。継続中でございます。

松尾数則委員長 今まで皆さんからいろいろと意見が出たようにリーマンショックなんか話があります。ただ、宇部市や山口市はどんどん来ているんですよ。それはどうも理由にはならないという気がしますし、まだまだ努力が足りないという気がします。市長がトップセールスと言っているが、何回トップセールスで動いているのか知りたい。その辺に何か問題があるという気がするけど、市長が出るしかない。あそこを売るために

は・・・。どなたか返答はないの。はい城戸室長。

城戸企業立地推進室長 市長に関してもトップセールスということで私どもも必要であるときには、ぜひということで東京にも一緒に行っていただいたりとかですね、そういったこともしております、やはり市長が行って進出した際には市を挙げて歓迎しますというふうなことを言っていたくのと違うのでは大分違うと思います。そういった意味では市長にもどんどん行っていただいております。それと県内の他市には企業がどんどん来ているのではないかとこの質問に関しまして工業団地自体の価格の面であるとかということもございしますが、それぞれ基本的には県内の各市とも優遇制度に関してはほぼ横並びの状態ではございますけれども、山口市等に関しては県の中央部に近いという立地的な環境もございします。また、宇部市に関しては特に市独自でイノベーション大賞ということで、さらに今の80%に上乗せするような優遇制度をもっておるということで、その辺で今のところ差をつけられているところでございします。

松尾数則委員長 確かめておきたいんですが、この条例をつくりかえる、光ファイバーをつけるというのは春が見えてきたからそういう動きがあるのではないの。何かあるのかなと思ったんだけど、そういうわけではないの。

城戸企業立地推進室長 先ほど申し上げましたとおりまだ結論に至っておりませんので、交渉の過程にあることだけは報告させていただきます。光ファイバーについては企業の事業活動にとっても必要不可欠となっております。光ファイバーを設置したことによって小野田・楠企業団地が特に有利になるというものではないと。今は逆に言えばあって当たり前という捉え方をされているということでございします。

松尾数則委員長 どなたか質疑のある方はいらっしゃいますか。それでは質疑

を打ち切ります。それでは討論、採決に入ります。討論のある方はいらっしやいますか。はい中島委員。

中島好人委員 いよいよ新山野井と東沖が外されて本格的に小野田・楠企業団地の地域指定という形になるわけですね。いつ来るかわからない企業のために基金として1区画1億2,000万円の積み立て。私は市長に言わせれば1億2,000万円あったらどれくらいの事業ができるかというふうに思います。市の中でも企業誘致一辺倒ではなくてやはり内発的な事業を本格的に進めるという点も含めて私は小野田・楠企業団地に特定した優遇措置というか80%、これだけやってもいつ来るかわからない状況で事業をこのまま進めるというのは反対にしたいと思います。反対です。

松尾数則委員長 どなたか討論のある方はいらっしやいませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第35号山陽小野田市工場設置奨励条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

松尾数則委員長 賛成多数でございます。議案第35号は原案どおり可決すべきものと決しました。お疲れさまでした。

---

午後3時32分休憩

---

---

午後3時50分再開

---

松尾数則委員長 それでは、引き続きまして本日最後になりますが、日程8番目の陳情書について審査を行いたいと思います。以前少しはお話しましたけれども、今、局長のほうから他市の状況とか、そういった内容を調べてもらっていますので、それも含めて局長のほうから説明していただ

けるとありがたいんですが・・・。

古川議会事務局長 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める要請書ということで日本労働組合総連合会山口県連合会から国の関係機関のほうにこれに見合う意見書を出してくれということで聞かされております。そうした中で結構専門的な用語が多いということで解雇の金銭解決制度とか、ホワイトカラー・イグゼンプションの導入、限定正社員制度の普及、さらには労働者派遣法の見直し等というようなことが今議論されております。基本的には来年4月1日を目標に今動きがあるようです。労基法につきましては限定社員の普及については労働者派遣法の改正になろうかと思えます。また、解雇の金銭解決制度やホワイトカラー・イグゼンプションの導入については労働基準法の中にうたい込まれるのではないかとということが言われております。そういった中で、語句についてこのように1番として解雇の金銭解決制度。2番のホワイトカラー・イグゼンプション。3番限定正社員。4番の労働者派遣法の改正。今議論されていることを新聞紙上やネットのほうから若干整理しましたので、これはまた後ほど読んでおいていただけたらと思えます。それと発信元につきましては、山口県連合会ということですので、県下各市にどのような状況かということを知りたいのですが、うちの角のほうから聞き取りをさせまして今、動きがあるのが下関市、宇部市、柳井市。これにつきましては基本的に議会として何らかの形で取り上げる動きがある。萩市については今議員を通してと申しますか、そういうことが提出されておるといふことの状況です。ですから、13市中5市に対して今具体的に動きがあるということをございまして、県議会のほうにも連合山口のほうから県議会につきましては請願書で出ておるようです。しかしながら、まだ県議会の取り組みも、これの取り扱いについてもまだ決定がなされていない。県議会は3月4日に始まって17日までの日程ということを知っておりますので、今これの取り扱いをどうするのかというのが、議論の最中でしょう。各会派で議論されている状況であろうかというふうに思います。また、ここに上げております5市以外にも岩

国市、光市、下松市、周南市、防府市、山口市についてはうちと同じような要請書の提出に向けて今動きがあるというところまではつかんでおります。これが県及び13市の現状でございます。内容につきましては1ペーパーの裏表である程度御理解はいただけるかなというふうに思いますし、この改正は一応来年の4月1日に向けての動きということで議論があるので、連合としても情報を察知した中でその辺の議論に対して、労働者に対してこの改正はマイナス方向にベクトルが働くということの中でこういうような動きが今なされておるとい状況でございます。以上です。よろしいでしょうか。

松尾数則委員長　例えば今回は私どもの動きが県から他市のほうに大きく影響するということでは基本的にはないと考えていいのでしょうか。

古川議会事務局長　よその市からは私どものほうにはどういう状況かという問い合わせはございませんけれども、多分県の動きが一番キャスティングボードを握るのではないかというふうには考えます。

松尾数則委員長　来年の4月ですね。

古川議会事務局長　基本的にはこの4月に法改正ではなくて今これはまだそのような形で自民党系、政府与党を中心にどういう動きがある。これはアベノミクスの第3の矢等々に絡めての話だろうと思うんですが、そうした中で、政府与党の中で、こういうような話があるということで労働者に対してこれを読んでもらったらわかりますけれども、いい面もありますし、メリット、デメリットも両方備えてはある制度導入または改正だろうとは思いますが、今若干働く者にとっての連合としてはもう少し再考なり、よく考えてくれという立場だろうというふうにはこれを見た段階ではそう思いました。

松尾数則委員長　たしかおっしゃるとおりなかなか難しい問題であるのは事実



ですし、例えばここで言われている限定正社員あたりを含めて。こういった流れもメリット、デメリットもあると思います。どちらを取るかによって流れをどうつかむかということになるかと思うんですけども。

杉本保喜委員 今言われるように確かにメリット、デメリットがあると思います。例えば、特に解雇の金銭解決制度というところで、ドイツやスウェーデン何かはこれを取って退職したときの退職金というのも非常に大きくしているんです。日本の場合には解雇通告をして1カ月分、平均給与1カ月というような形でやっているという中で、いわゆる斡旋というものがあるんですが、これがまた強制力がないということで、中小企業の場合には結構泣き寝入りが多いという現実があるわけなんです。そうすると安月給というか、その解雇のお金だけで泣き寝入りをするという結果が多い。そうした場合に先ほど言ったドイツやスウェーデンはいわゆるスウェーデンの場合は勤続年数によって6カ月分から32カ月分というように非常に大きいわけです。ドイツなんかは1年分か18カ月分というように大きいわけです。だから、中小企業は首を切るのはなかなかその辺を躊躇する部分が出てくる。逆に言えば。この辺も今政府がどのように線を引くかということが問題になっているだろうと思うんですが、今回の意見書を見たときに最初からもう保護ルール改悪反対を求める意見書というタイトルになってわけです。だからどのような方向に転がるかわからないうちにこれを意見書として出すべきかというふうに私は思うんです。もう少し見きわめる必要があるのではないか。そういうところがあって県内の他市の状況を見たときにマル・バツの欄でそういうところがあってバツになっているのではないかというふうに思います。

古川議会事務局長 バツになっているところは連合のほうアクションを起こしていないということです。（「そういう意味ですか」と呼ぶ者あり）ですから、右側の空欄のところの山口市、防府、下松、光、長門、美祢、周南というのは一切こういうような要請書を3月4日時点ですが、まだ出ていないということです。（「結論を出したわけではないんですか」と

呼ぶ者あり)

松尾数則委員長　ここは自由討論で行きますので、適時自分の考え方をいろいろと話していただけたらと思います。中島委員が言われたようにこの要請書は議長のところ筋を通して持ってこられたので、基本的に私どもも筋を通して返さないといけないという意識であります。中島委員、何か意見はありませんか。

中島好人委員　私は今の日本の経済というか、少子化対策その辺では本当に若い人たちを含めて労働条件が非常によくありません。長時間働いて子育てにもかかわれない。また、いつ首を切られるかわからない不安定雇用というか。そういう中でそれをかなり助長していくような動きが強まっていることに対して継承していく。この意見書を国に向かって意見書を上げるということは今の時期に合っているのではないかと思います。何らかの形で意図を組み込んでこの議会が意見書を上げる。普通だったら請願書で意見を上げるのは当たり前ですが、中身によってはそうなんですけれども。要望書に基づいて意見を上げてきたということの意義が非常に議会の取り組みが議会としての関わりとしても大きいのではないかと僕は思っております。だから個々でこれはどうなるという話よりも大まかにしてでも国に意見書として上げるべきではないかというふうに思います。

松尾数則委員長　内容は問題あると思うんです。意見書として上げるには。

尾山信義議長　県のほうもこのことについて取り組みをするかしないか、まだはっきりしていないというのが、今の政府の現状というのは自民党関係、特に与党、野党という関連が強くて考え方にいろんなところで一字一句に差があります。県の動きをもう少し待って、私も県のほうとはコンタクトを取っておりますので、今中島委員が言ったようにある程度大まかな形を出していったほうがいいのではないかという気持ちはあるので、

その辺も含めてもう少し県の様子も見ながらやっていくという状況でよろしいのではないかと思います。

中島好人委員 議長がそういう方向でということなら私もそれで了解いたします。

松尾数則委員長 これについて意見があれば、各自意見ををお願いします。

大井淳一郎委員 私たち民生のときも請願が上がってそのままの文書を出したということはないです。多少委員会で決めて委員会の中で合意形成が諮られるように調整してやった経緯もありますので、議長も申しましたように県の動向を見たり、私たちの中で組めるところは組んだりしてそれからやればいいのかなあと思っております。ただ、要請書に出された提出者の趣旨は酌まなければいけないので余り逆行するような意見書は出せません。ある程度の趣旨を酌めるようなものはつくるべきではないかなと思っております。以上です。

松尾数則委員長 この取り扱いをどうするかですが、県の判断が出るまでもう少しおいておこうかと思います。県の判断はいつごろ出るんですか。この会期中に出るんですか。

古川議会事務局長 県の会期が17日と聞いておりますので、そのくらいまでには出ると思います。その時点で他市の状況も変わるかもしれませんので18日本会議がありますから委員会とするのか、委員会協議会とするのかここで集まっていただいて、そのときの状況を見てどのようにこれを取り扱われるかまた協議されてもいいのではないかと思います。多分県が動けばちょっとよその市も動く可能性があるでしょう。今議長がおっしゃられたようにこの議会ではなくても、6月議会ということも視野に入れてもいいかもしれませんので、この件については県の動向と17日、18日ぐらいにお集まりいただいて検討されたらと思います。

松尾数則委員長 局長お忙しいところ申しわけないですが、17日までに県の動向を探ってみてください。今話がありましたけれども18日9時から協議会を開こうと思っておりますので、予定しておいてください。それでは、続いて閉会中の継続調査事項についてです。前回出た資料が上、その前の資料が下で二つ出してあります。私は公園管理に関することを入れたいです。都市公園をちょっと回りたいなと思っております。

大井淳一郎委員 下水道及び農業集落に関することはきょうある程度出たので、いいかなと思っております。その代わり、委員長が言われた公園管理と差しかえるぐらいでいいのかな。後は一応上げておいてやるやらないはまた決めて。

松尾数則委員長 小野田駅前の整備あたりを入れて、何かしたいという気持ちもある。ぜひともこの辺はやっておきたい。

大井淳一郎委員 商業振興に関する事で3点くらい上げて、公園管理に関する事を入れて、あと一つくらい何か継続を含めて、コンパクトシティというのは入れておいて現地視察というのもいいかもしれないです。デマンド交通は山口市も結構やっているんです。今の皆さんの御意見をまとめると継続というか前回の引き続きということで公共交通に関する事で(1)、(2)。それからコンパクトシティ。公園管理に関する事。それから商業の振興に関する事(1)、(2)、(3)。これを上げておけば後はよろしいですか。

松尾数則委員長 今、大井委員が言われたようにそれでよろしいですか。閉会中はそれで行きます。それでは今回の委員会は全て終了いたします。どうもお疲れさまでした。

---

午後4時14分散会

---

平成26年3月12日

産業建設常任委員会委員長 松尾 数則